

2026年～2030年

第6次多賀町総合計画 後期基本計画

輝く人、自然、歴史・文化で織りなす 多賀の未来



多賀町
令和8年3月

ご挨拶

多賀町では、令和3（2021）年3月に「輝く人、自然、歴史・文化で織りなす 多賀の未来」を将来像に掲げた「第6次多賀町総合計画」を策定し、本町の自然、歴史・文化を活かした「まちづくり」と、まちづくりの核となる「人づくり」を展開してまいりました。

前期基本計画の5年間ににおいては、町独自のきめ細やかな子育て支援や民間の宅地開発が奏功し、本町の合計特殊出生率は国や県の平均を上回る高い水準となり、その結果、令和6（2024）年には「消滅可能性都市」を脱却しました。

令和7（2025）年には町制施行70周年の節目を迎え、先人が築き上げた歴史と伝統の重みを再確認するとともに、次代への確かなバトンをつなぐ準備が整いました。

一方で、私たちを取り巻く社会情勢は急速に変化しております。全国的な人口減少や少子高齢化は避けられない現実であり、令和7（2025）年には団塊の世代が全員75歳以上となるなど、医療・福祉や地域コミュニティの維持はより一層の工夫が求められます。また、地球温暖化に伴う気象災害の激甚化、デジタル技術の飛躍的進化（DX）、さらには多文化共生の進展など、新たな視点での対応が急務となっております。

本後期基本計画は、これら時代の潮流を的確に捉えつつ、前期の歩みをさらに加速させるための羅針盤です。令和8（2026）年の多賀スマートインターチェンジ全面開通を契機とした産業活力の創出、そして「人生100年時代」を誰もが自分らしく生きる「ウェルビーイング」の実現をめざします。

結びに、本計画の策定にあたり、住民アンケート調査やパブリックコメントを通じて貴重なご意見・ご提案をいただきました町民の皆様、ならびに熱心にご審議をいただきました策定委員会委員の皆様、心より厚く御礼申し上げます。



令和8年3月

多賀町長 久保 久良

目次

序論

1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の概要.....	3
3 社会潮流.....	5
4 多賀町の現状と魅力.....	7
5 多賀町のまちづくりについて.....	15
6 将来の見通し.....	23

後期基本計画について

1 後期基本計画の構成.....	26
2 後期基本計画の見方.....	27
3 持続可能な開発目標（SDGs）との関係.....	28

後期基本計画

第1章 子どもの育ちと子育て

1-1 親子の育ちと子育て.....	34
1-2 就学前教育・保育.....	36
1-3 学校教育.....	38
1-4 公園緑地.....	40

第2章 生涯学習・協働

2-1 歴史・文化、芸術・伝統.....	44
2-2 まちづくり人材育成・生涯学習.....	46

第3章 安全・安心・健康

3-1 防災・減災.....	50
3-2 防犯・交通安全、消費生活.....	52
3-3 健康・医療.....	54
3-4 地域福祉.....	56
3-5 高齢者福祉.....	58
3-6 障がい者福祉.....	60

第4章 環境・コミュニティ

4-1 人権・平和、男女共同参画.....	64
4-2 地域社会・コミュニティ.....	66
4-3 多文化共生.....	68
4-4 地球環境・資源循環.....	70

第5章 まちの活力

5-1 農業	74
5-2 林業	76
5-3 商工業	78
5-4 観光	80
5-5 中心市街地	82
5-6 就労	84
5-7 産業団地・新産業	86

第6章 都市基盤・住環境

6-1 公共交通	90
6-2 上水道・下水道	92
6-3 道路	94
6-4 河川	96
6-5 景観	98
6-6 住宅・住環境・空き家	100

第7章 行財政

7-1 行財政運営	104
7-2 広報・広聴	106
7-3 広域連携	108

資料編

1 用語解説	112
2 第6次多賀町総合計画策定委員会 委員名簿	118
3 策定過程	119

序 論

1 計画策定の趣旨

(1) 後期基本計画策定の趣旨

- 多賀町では、令和3(2021)年5月に「輝く人、自然、歴史・文化で織りなす 多賀の未来」をまちの将来像とする「第6次多賀町総合計画」を策定し、主要都市からのアクセスの良さや、多賀大社をはじめとした歴史・文化資源といったまちの強みを活かしつつ、人々の交流とネットワーク¹の構築により、まちの魅力を高め、理想的な住まいとして人とまちが成長していくまちづくりを計画的・総合的に展開してきました。
- 第6次総合計画では、これからめざしていくまちの将来像やまちづくりの基本目標などを基本構想に描き、計画期間の10年間を前期と後期の5カ年に分け、目標に到達するための施策を示す基本計画を策定することとしています。
- このたび、前期基本計画が令和7(2025)年度で終了することから、令和8～12(2026～2030)年度までを計画期間とする「第6次多賀町総合計画後期基本計画」を策定するものです。
- 計画策定にあたっては、住民や関係者の意見を十分に踏まえながら本町の現状と課題を整理するとともに、社会経済状況の変化や時代の潮流を踏まえ、総合的・戦略的な視点に立ち、実効性の高いものとするのが求められます。
- また、令和7(2025)年12月に閣議決定された「地方創生に関する総合戦略」を踏まえ、まち・ひと・しごと創生法の趣旨に基づき策定する今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を示す「人口ビジョン」及び今後5カ年の実行計画となる「総合戦略」と一体的な策定を行います。

■これまでの本町の総合計画

総合計画	計画期間	将来像	計画人口 (住基人口)
第1次	昭和44～54年度 (10年計画)	—	—
第2次	昭和55～平成2年度 (10年計画)	心のふれあう住みよいまちづくり	1.0万人 (9,303人)
第3次	平成3～12年度 (10年計画)	歴史・ロマン・神秘の里づくり多賀	1.2万人 (8,634人)
第4次	平成13～22年度 (10年計画)	山蒼く水清く心豊かな多賀のまち	1.0万人 (7,971人)
第5次	平成23～令和2年度 (10年計画)	自然と歴史・文化に包まれた キラリとひかるまち	0.8万人 (7,561人)

※住民基本台帳は最終年度における人口、第5次は平成30(2018)年度末人口

¹ ネットワーク：人やモノを網状につなげたもの。

2 計画の概要

(1) 第6次多賀町総合計画の構成

- 本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画(年次計画)」の3層構造で構成するものとします。

①基本構想

- 本町がめざすべき将来像を方向づけるとともに、まちづくりの基本的な理念などを示し、長期的な視野に立ったまちづくりのビジョンを定めます。計画期間は令和3～12(2021～2030)年度の10年間です。

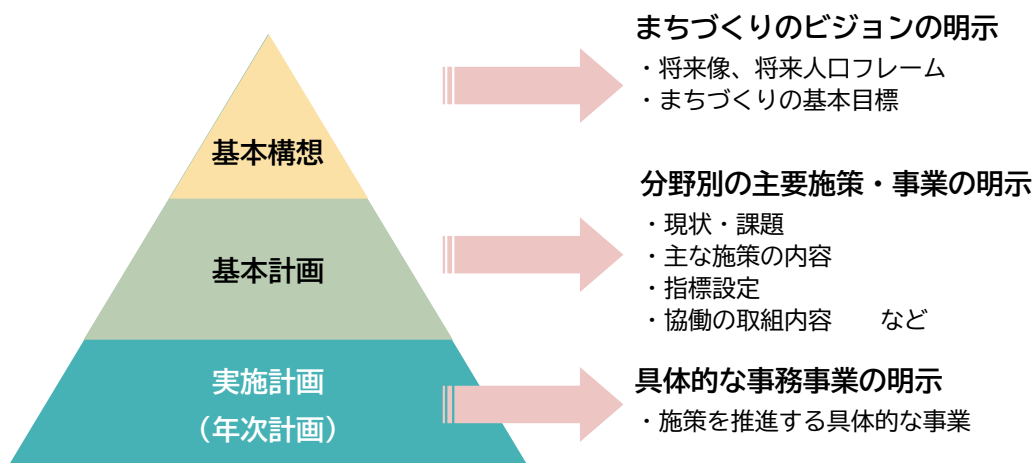
②基本計画

- 基本構想に掲げる将来像を実現するための施策を具体化し、各分野にわたって特に取り組むべき諸施策の方針と具体的内容を、住民、行政等の担うべき役割を踏まえて総合的、体系的に明らかにするものであり、実現性を確保するため、あわせて成果指標を設定します。後期基本計画の計画期間は令和8～12(2026～2030)年度の5年間です。

③実施計画

- 実施計画は、基本計画に基づき具体的な事業の実施計画を明らかにするもので、予算編成などの指針とします。

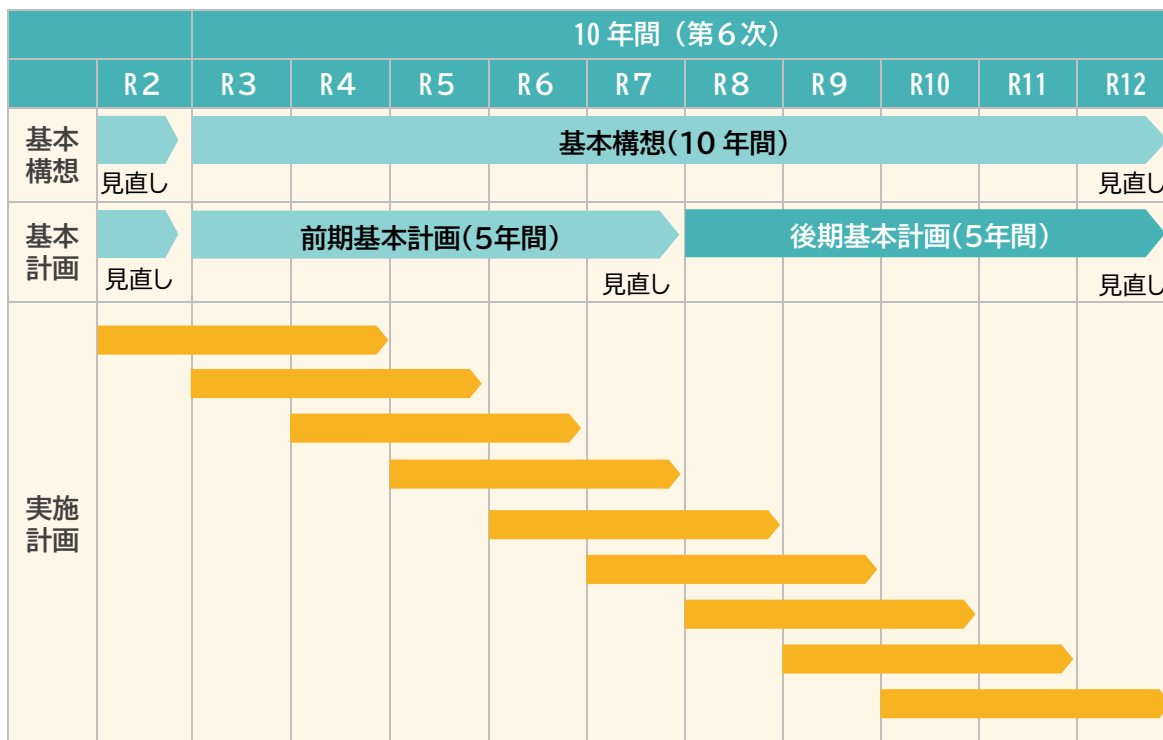
■総合計画の構成概念図



(2) 計画の期間

- 後期基本計画の計画期間は令和 8～12(2026～2030)年度の5年間です。また、3 年を期間とする「実施計画」を策定します。

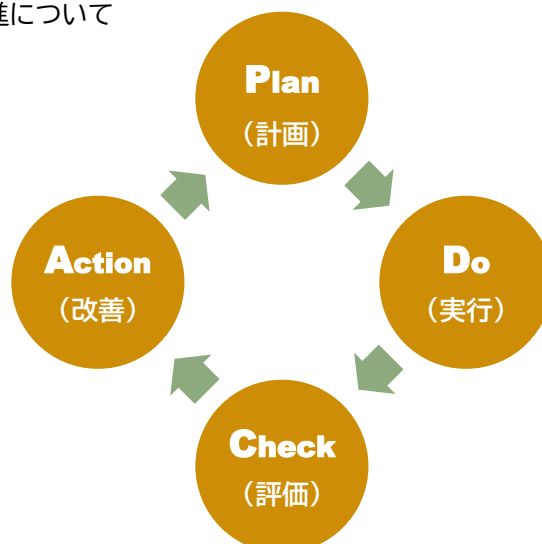
■ 総合計画の期間



(3) 計画の推進体制

- 計画の推進にあたっては、社会情勢等に柔軟に対応し、PDCAサイクル【計画・目標設定(Plan)→実施・進管理(Do)→検証・評価(Check)→見直し・改善(Action)】に基づく計画の点検・評価を毎年度行うとともに、継続的な改善を図ります。

■ 計画の推進について



3 社会潮流

(1) 少子高齢化・人口減少の進行

- 日本の人口は平成 20(2008)年をピークに減少し続けており、少子高齢化が加速しています。特に地方における若年層の流出が進み、地域の活力維持が困難になるケースも増加しています。
- 政府の推計によれば、令和 7(2025)年には団塊の世代が全員 75 歳以上となり、高齢者支援や医療・介護の需要が更に増大することが予想されています。
- 働き手不足の課題に対して、外国人労働者の受け入れや、シニア層の活躍推進といった施策も重要となります。人口減少社会においては、社会全体の生産性向上や地域コミュニティの維持が重要な課題となります。

(2) 環境問題への対応

- 地球温暖化や異常気象の影響が深刻化するなかで、日本でも脱炭素社会の実現に向けた取組が進められています。
- 政府は令和2(2020)年に「2050 年カーボンニュートラル²」を宣言し、再生可能エネルギーの導入や省エネ施策の強化が図られています。なかでも、GX³(グリーントランスフォーメーション)の推進により、クリーンエネルギーの普及が求められています。
- 産業界においても ESG 投資⁴や SDGs の視点を重視する動きが広がっており、環境対応は経済成長と両立すべき重要な課題となっています。

(3) デジタル化・DX⁵の進展

- AI⁶やIoT⁷、ビッグデータ⁸活用などのデジタル技術が急速に進化し、社会全体のDX(デジタルトランスフォーメーション)が加速しています。なかでも、新型コロナウイルス感染症の影響により、リモートワークやオンラインサービスの普及が進みました。
- 自治体においても行政手続きのオンライン化やデジタルデバインド⁹の解消が課題とされ、スマートシティ¹⁰の推進が求められています。
- デジタル社会の進展に伴い、教育や働き方、生活スタイルも変化しており、それに適応するためのインフラ¹¹整備が不可欠となっています。

² カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量から森林などによる吸収量を差し引いて合計を実質的にゼロにすること。

³ GX：Green Transformation の略称で、温室効果ガスの排出量削減を目的に、温室効果ガスを生み出す化石燃料から、クリーンな太陽光発電や風力発電などが中心の、産業構造へ転換する取組のこと。

⁴ ESG 投資：Environment (環境)、Social (社会)、Governance (ガバナンス (企業統治)) を考慮した投資活動や経営・事業活動を指す。

⁵ DX：Digital Transformation の略称で、情報通信技術が社会のあらゆる領域に浸透することによってもたらされる変革のこと。

⁶ AI：Artificial Intelligence の略。人工知能。

⁷ IoT：Internet of Things の略称。あらゆる物がインターネットを通じてつながることで実現するサービス、ビジネスモデル、それを可能とする技術の総称。

⁸ ビッグデータ：一般的なデータ管理・処理ソフトウェアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータの集合。

⁹ デジタルデバインド：コンピュータやインターネットなどの情報技術を利用したり使いこなしたりできる人と、そうでない人の間に生じる格差のこと。

¹⁰ スマートシティ：先進的技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する取組のこと。

¹¹ インフラ：Infrastructure (インフラストラクチャー) の略。産業や社会生活の基盤となる施設。

(4) 地域コミュニティの変化

- 少子高齢化や都市部への人口集中により、地方の地域コミュニティの希薄化が進んでいます。家族形態の変化により単身世帯が増加し、従来の地域社会における互助¹²機能が維持しにくくなっています。
- 地方移住や二拠点生活などの新たなライフスタイルが注目される一方で、地域コミュニティの活性化に向けた取組が求められています。住民主体の地域づくりや、行政・企業・NPO の連携によるまちづくりが今後の重要な課題となります。

(5) 持続可能な都市・インフラの維持

- 人口減少と財政難の影響を受け、都市インフラの維持管理が大きな課題となっています。
- 老朽化した公共施設や道路、上下水道の修繕・更新が必要とされるなかで、限られた予算のなかで効率的に管理する手法が求められています。
- コンパクトシティやスマートシティの推進により、持続可能な都市経営を実現する取組が進められています。

(6) グローバル化・国際情勢の変化

- 国際社会の変化が日本の経済や安全保障に大きな影響を与えています。コロナ禍やウクライナ情勢、米中対立などがグローバル経済に影響を及ぼし、サプライチェーン¹³の見直しが進んでいます。
- 外国人労働者の受け入れ拡大やインバウンド¹⁴需要の回復に向けた施策が求められています。日本が国際競争力を維持するためには、グローバルな視点をもった政策の立案が必要となります。

(7) 地方財政の持続可能性

- 人口減少に伴い、地方自治体の税収が減少する一方で、福祉やインフラ維持のための支出は増加しています。財政の健全化を図るためには、公共サービスの効率化や民間のノウハウの活用、自治体間の連携強化が求められます。今後はデジタル技術の活用や官民連携の推進によって、持続可能な地方財政の実現をめざす必要があります。

¹² 互助：家族や近隣の人など、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的な支え合い。

¹³ サプライチェーン：製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのこと。

¹⁴ インバウンド：本来は「外から中に入り込む」という意味で、ここでは、外国人の訪日旅行を示す「インバウンドツーリズム」の略として使用。

4 多賀町の現状と魅力

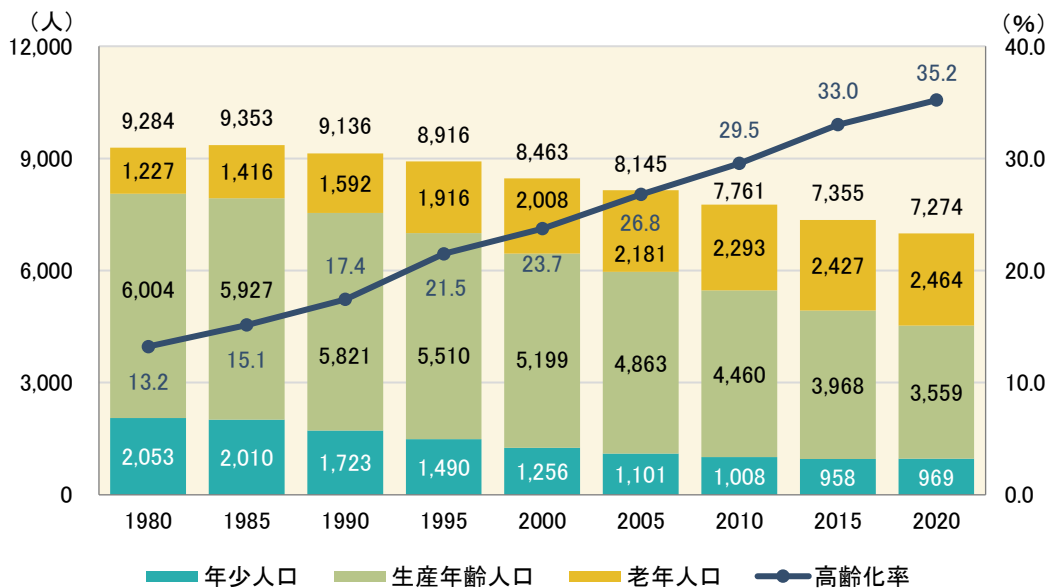
(1) 人口等の状況

- 本町の総人口は平成2(1990)年以降減少傾向にあり、少子高齢化が進行しています。年少人口及び生産年齢人口が減少しており、地域における子ども、若者の減少によるにぎわいの喪失が懸念されます。一方、老年人口が増加するなか、高齢者単独世帯割合も上昇しており、1世帯当たり人員は減少しています。このことから、家庭や地域における高齢者の支援、災害時の支え合いの必要性の高まりなどが今後の課題となっています。
- 人口動態については、自然減の推移がみられ、継続的な人口減少が見込まれます。特に移動が活発な10～20代の若年層の転出超過傾向が顕在化しており、このことが継続的な出生数や将来人口の減少につながると考えられます。
- 将来人口の推計結果をみると、今後も人口減少、少子高齢化が進行することが予測され、人口減少の抑制と人口構成の適正化に向けた取組を積極的に推進することや、人口の変化に伴って生じる様々な影響を予測しながら、計画的に対応していくことが求められます。

①人口等の推移

- 本町の人口推移を国勢調査でみると、昭和60(1985)年の9,353人をピークに減少傾向にあり、令和2(2020)年には7,274人と、ピーク時から約2,000人減少しています。
- 年齢3区分別人口をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少し続けている一方で、老年人口は増加し続けており、令和2(2020)年の高齢化率は35.2%となっています。

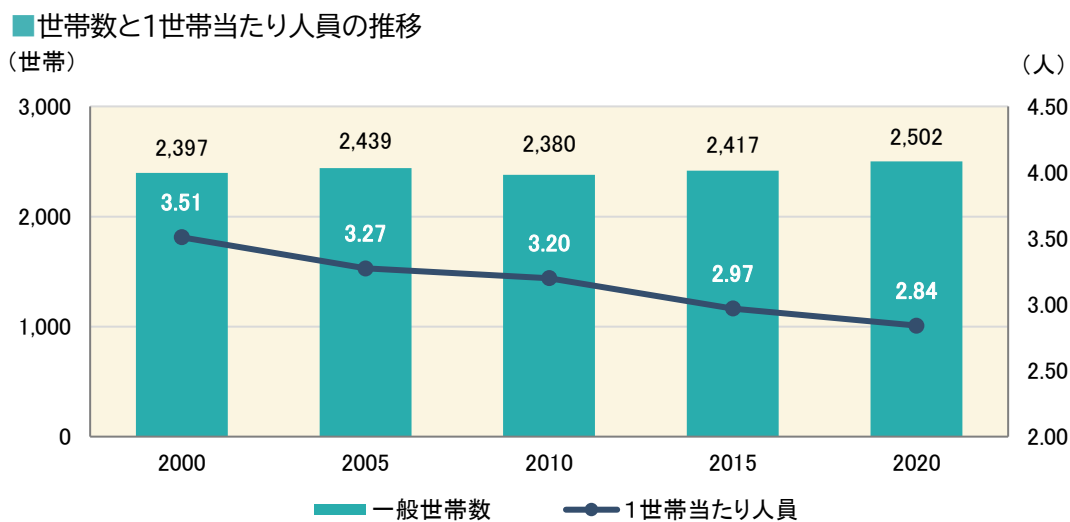
■ 総人口及び年齢3区分別人口の推移



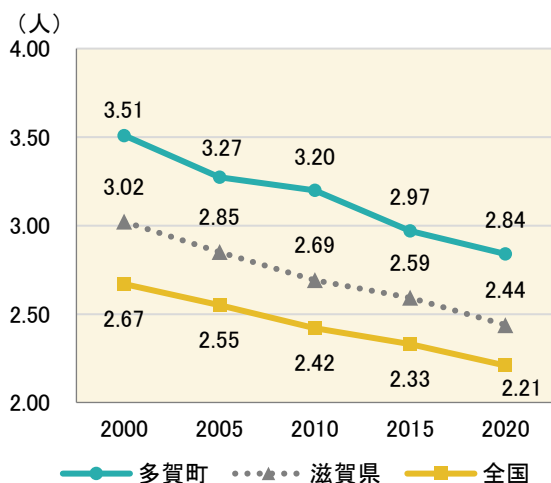
(注)総数には年齢不詳を含むため、合計が一致しない場合がある
(資料)総務省「国勢調査」

②世帯数等の推移

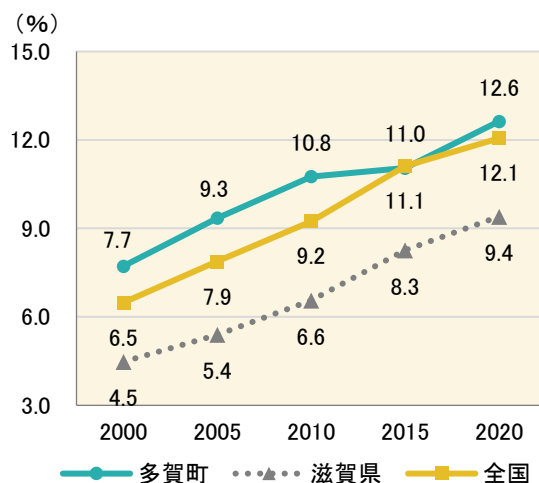
- 世帯数(一般世帯)と1世帯当たり人員の推移をみると、世帯数は増減しながらも増加傾向で推移している一方、1世帯当たり人員は大きく減少しており、令和2(2020)年には世帯数が 2,502 世帯、1世帯当たり人員が 2.84 人となっています。
- 一方で高齢者単独世帯の割合は上昇しており、平成 22(2010)年以降は 10%を超え、令和2(2020)年では 12.6%となっています。
- 全国・滋賀県と比較すると、1世帯当たり人員は全国・滋賀県より多く、高齢者単独世帯の割合も平成 27(2015)年を除いて全国・滋賀県より高い水準で推移しています。



■1世帯当たり人員の比較



■高齢者単独世帯割合の比較



③人口流動

- 通勤・通学の流入人口は増減しながら増加傾向、流出人口は減少傾向で推移しています。昼間人口比率は増加傾向で推移し、令和2(2020)年には115.2%となっています。

■人口流動の推移

	常住人口 (人)	昼間人口		流入人口 (人)	流出人口 (人)
		人口 (人)	割合 (%)		
平成7年(1995)	8,916	8,261	92.7	2,023	2,678
平成12年(2000)	8,463	8,487	100.3	2,651	2,627
平成17年(2005)	8,145	8,820	108.3	3,203	2,528
平成22年(2010)	7,761	8,315	107.1	2,959	2,405
平成27年(2015)	7,355	8,431	114.6	3,387	2,311
令和2年(2020)	7,274	8,379	115.2	3,350	2,245

(資料)総務省「国勢調査」

(2) 産業・経済の状況

- 就業人口の産業分類別比率では、第1次産業は減少、第2次産業は横ばい、第3次産業は増減しながら微増傾向で推移しています。令和2(2020)年の第1次産業と第2次産業の割合は、滋賀県より高くなっています。
- 業種別の事業所数の割合は卸売業、小売業が約2割で最も高く、次いでサービス業(他に分類されないもの)、製造業、建設業となっています。

①就業人口

- 産業別の就業人口比率をみると、令和2(2020)年は平成17(2005)年と比較して、第1次産業は減少、第2次産業は横ばい、第3次産業は増減しながら微増傾向となっています。また、令和2(2020)年において滋賀県と比較すると、第1次産業、第2次産業では本町が、第3次産業では滋賀県が高い比率になっています。

■産業分類別就業人口の推移

	第1次産業		第2次産業		第3次産業		総数 (人)
	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)	
平成17年(2005)	223	5.6	1,542	39.0	2,191	55.4	3,976
平成22年(2010)	163	4.7	1,332	38.5	1,965	56.8	3,489
平成27年(2015)	168	4.8	1,334	38.0	2,011	57.2	3,532
令和2年(2020)	139	4.2	1,304	38.9	1,905	56.9	3,374
(参考) 滋賀県 令和2年(2020)	15,971	2.5	212,389	32.9	416,840	64.6	666,602

(注) 比率は分類不能を除いた数値で算出
(資料) 総務省「国勢調査」

②事業所数、従業者数

- 事業所数、従業者数の推移をみると、事業所数は平成 21(2009)年から令和3(2021)年にかけて約 11%減少しています。一方、従業者数は増減しながら増加傾向で推移しています。

■民営事業所数、従業者数の推移

	事業所数（事業所）	従業者数（人）
平成 21 年（2009）	452	5,219
平成 24 年（2012）	411	5,331
平成 26 年（2014）	442	6,191
平成 28 年（2016）	378	5,222
令和 3 年（2021）	403	5,448

（資料）平成 24（2012）年、平成 28（2016）年、令和 3（2021）年：経済センサス活動調査、平成 21（2009）年、平成 26（2014）年：経済センサス基礎調査

③業種別事業所数と構成割合

- 業種別事業所数と構成割合をみると、滋賀県の割合と比較して、「製造業」「サービス業（他に分類されないもの）」等の業種で滋賀県を上回っており、「不動産業、物品賃貸業」「医療、福祉」等で滋賀県を下回っています。

■業種別事業所数と構成割合（令和 3（2021）年）

	多賀町		滋賀県	
	事業所数 （事業所）	構成割合 （%）	事業所数 （事業所）	構成割合 （%）
農林漁業	15	3.7	746	1.4
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.2	18	0.0
建設業	50	12.4	5,472	10.2
製造業	59	14.6	5,143	9.6
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.5	81	0.2
情報通信業	1	0.2	384	0.7
運輸業、郵便業	21	5.2	1,381	2.6
卸売業、小売業	76	18.9	12,061	22.4
金融業、保険業	2	0.5	787	1.5
不動産業、物品賃貸業	7	1.7	3,157	5.9
学術研究、専門・技術サービス業	8	2.0	2,266	4.2
宿泊業、飲食サービス業	43	10.7	5,291	9.8
生活関連サービス業、娯楽業	17	4.2	4,357	8.1
教育、学習支援業	5	1.2	1,935	3.6
医療、福祉	18	4.5	4,733	8.8
複合サービス事業	5	1.2	374	0.7
サービス業（他に分類されないもの）	73	18.1	5,562	10.3
全産業合計	403	100.0	53,748	100.0

（資料）RESAS

(3) 財政の状況

- 財政状況は歳入総額、歳出総額ともに、増減はあるもののおおむね増加傾向となっており、実質収支については黒字で推移しています。
- 財政力指数は減少傾向にあり、経常収支比率¹⁵も高い水準で推移していることから改善の必要があります。実質公債費比率¹⁶、将来負担比率¹⁷ともに減少傾向となっています。
- 公共施設とインフラ経費推計結果では、令和7(2025)年度から令和36(2054)年度までの30年間に必要な公共施設の将来経費は、長寿命化対策を行った場合に約277.1億円となり、現在の整備経費の1.4～1.5倍が必要となります。

① 財政収支

- 財政収支についてみると、平成30(2018)年度から令和5(2023)年度にかけて、歳入総額は16.4%の増加、歳出総額は16.9%の増加となっています。実質収支は黒字が続いています。

■ 収支の推移

単位：百万円

	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度 繰越財源	実質収支
平成30年度(2018)	5,459	5,162	297	22	275
令和元年度(2019)	4,889	4,613	277	4	273
令和2年度(2020)	5,774	5,489	285	37	248
令和3年度(2021)	5,523	5,219	303	63	240
令和4年度(2022)	6,220	5,511	709	378	332
令和5年度(2023)	6,352	6,032	320	48	271

(資料) 総務省「決算カード」

② 普通会計の歳入

- 歳入の状況を見ると、歳入総額は令和2(2020)年度から50～60億円台に増加していますが、うち地方税はコロナ禍の影響から減少傾向で推移しています。

■ 歳入の推移

単位：百万円

	普通会計の歳入総額	
		うち地方税
平成30年度(2018)	5,459	1,965
令和元年度(2019)	4,889	1,943
令和2年度(2020)	5,774	1,792
令和3年度(2021)	5,523	1,685
令和4年度(2022)	6,220	1,796
令和5年度(2023)	6,352	1,809

(資料) 総務省「決算カード」

¹⁵ 経常収支比率：人件費や扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費が、地方税や地方交付税、地方譲与税などの一般財源でどの程度賄われているかを表す指標で、財政構造の弾力性を示す。

¹⁶ 実質公債費比率：地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを。

¹⁷ 将来負担比率：地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを。

③普通会計の歳出

- コロナ禍の影響から、義務的経費のうち人件費は令和2(2020)年度以降、扶助費は令和3(2021)年度に大幅に増加しています。投資的経費は近年10億円台で推移しています。

■歳出の推移

単位：百万円

	義務的経費			投資的経費	その他の経費	合計	
	人件費	扶助費	公債費				
平成30年度(2018)	1,617	811	362	443	1,420	2,125	5,162
令和元年度(2019)	1,631	764	372	495	762	2,219	4,613
令和2年度(2020)	1,893	1,020	391	482	544	3,051	5,489
令和3年度(2021)	2,134	1,037	582	515	556	2,529	5,219
令和4年度(2022)	2,015	1,024	489	501	1,041	2,456	5,511
令和5年度(2023)	2,063	1,101	494	468	1,137	2,832	6,032

(注) 端数処理の関係で合計等と一致しない場合がある
(資料) 総務省「決算カード」

④財政指標

- 財政力指数は減少傾向となっており、経常収支比率は令和2(2020)年度をピークに減少で推移しています。健全化判断比率である実質公債費比率、将来負担比率はいずれも早期健全化基準(多賀町の財政規模の場合、実質公債費比率25.0%、将来負担比率350.0%)を大幅に下回っており、健全性が保たれています。

■財政指標の推移

	財政力指数	経常収支比率 (%)	実質公債費比率 (%)	将来負担比率 (%)
平成30年度(2018)	0.70	85.9	7.2	74.7
令和元年度(2019)	0.71	89.7	7.7	60.6
令和2年度(2020)	0.69	90.8	7.4	53.2
令和3年度(2021)	0.64	83.8	7.3	22.3
令和4年度(2022)	0.59	83.3	7.1	31.6
令和5年度(2023)	0.55	82.1	6.8	17.5

(資料) 総務省「決算カード」

(4) 多賀町の魅力

①豊かな自然と原風景が残るまち

- 多賀町は、雄大な鈴鹿山系に抱かれ、針葉樹林と広葉樹林からなる原生林や美しい混合林が広がっており、豊かな緑と山並みが、まち全体を包み込んでいます。
- 町内を流れる芹川・犬上川の清流は、琵琶湖へと注ぎ、地域の生活に安らぎをもたらしています。なかでも「大蛇ヶ淵」は、犬上川の清らかな水が奇岩怪岩の間を流れ落ちる景勝地で、力強い自然の美しさを楽しむことができます。そのほかにも、滋賀県天然記念物に指定されている河内風穴をはじめ、霊仙山、御池岳等の自然資源は、町の誇るべき資源であり、住民アンケートでも、本町に住み続けたい理由は「豊かな自然環境に恵まれている」が最も多くなっています。
- 湖東平野に広がる田園風景には日本の原風景を感じることができます。また、国史跡の古墳や地質遺産(アケボノゾウ化石等)も点在しており、自然と文化が一体化した魅力が感じられます。

②歴史文化や伝統を感じられるまち

- 伊邪那岐命(いざなぎのみこと)と伊邪那美命(いざなみのみこと)という国生みの神を祀り、古事記にも記録が残る多賀大社は、住民の誇りや心の拠り所となっており、町外からも多くの参拝者が訪れる、町のシンボルとなっています。新年の歳旦祭から始まり、古例大祭や万灯祭など、年間を通して行われる様々な伝統行事では、五穀豊穡や国家国民の安泰が祈られています。
- 町内には、廃寺からの復興を遂げた胡宮神社や、多賀大社の末社である大瀧神社等があり、幾世代にもわたって大切に守られてきた、郷土のかけがえのない宝となっています。
- 多賀町では、文化財を含めた周辺環境の保護・整備・活用に行政と住民が一体となって取り組んでいます。

③子どもや子育て家庭を応援するまち

- 育児用品購入や医療費の助成、第3子以降の出産祝い金の支給などにより子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、40歳未満で町内に新築または中古住宅を購入した世帯に対する固定資産税の助成など、子育て家庭を応援するまちづくりを進めています。
- 家庭や仕事の状況に合わせて利用できる認定こども園や保育園を整備しており、令和5(2023)年には久徳地区に新たに「久徳うぐいすこども園」を開園しています。また、子どもが増加している多賀小学校区では校舎の増築を行うなど、豊かな自然のなかで子どもがのびのびと、健やかに育つ環境が整っています。
- 子どもが目一杯身体を動かせる大型遊具を備え、多世代にわたって利用できる都市公園として令和6(2024)年に「結いの森公園」がオープンしました。鈴鹿山系を眺める田園に囲まれた環境にあり、自然を満喫しながらゆっくりと過ごせます。

④あたたかな人と地域が光るまち

- 令和4(2022)年度に実施したアンケートでは、住民の約9割が「助けを求められたらできるだけ対応したい」と回答しており、住民の助け合う意識の高さがうかがえます。また、近所付き合いについては、「ほぼ付き合いはない」人は1割以下と少数になっています。
- 多賀町では住民の3人に1人が65歳以上の高齢者となっています。一方で、地域と連携した介護予防や健康づくり、生きがいづくりの成果もあり、要介護1以上の認定を受けていない65～84歳の方の割合(=はつらつシニア率)は県内の市町で3番目に高くなっています。はつらつシニアは、地域づくりや伝統行事の継承、住民同士の見守り活動など、様々な場面で重要な役割を果たしています。
- 湖東地域の方言で、「よびし」という言葉があります。冠婚葬祭等に、親戚や近所の人を招き(よび)おもてなしをする寄り合いのことで、多賀町のあたたかな人柄、地域性を表しています。「よびしの食」は、次世代への食文化の継承を目的とした文化庁の「全国各地の100年フード」に認定されています。

⑤住まいと産業の調和がとれたまち

- 関西、中部、北陸経済圏のちょうど中間に位置する本町は、名神高速道路や国道、JR琵琶湖線、東海道新幹線等により主要都市からのアクセスが良好であり、各企業の主力生産拠点となる工場が立地しています。このような企業立地は、地元での雇用が高められ、地域貢献の面でも大きな成果をもたらし、湖東地域の活力の創出に結びついています。
- 本町の就業者のうち、第二次産業に従事する割合は38.9%と、全国平均(約23.7%)より高く、製造業の出荷額が増加傾向で推移しています。
- 本町では、令和8(2026)年に多賀スマートインターチェンジ¹⁸が全面開通しており、物流の円滑化などによる産業振興の向上や、観光客の増加などの効果が期待されています。また、ショッピングコーナーやフードコート、専門店街を備えた多賀サービスエリア(エクスパーサ多賀)は一般道からも入ることができ、住民をはじめ多くの人に利用されています。

⑥歴史や自然が育んだ特産品

- 豊かな自然を活かした特産品として、環境に配慮した米作り(環境こだわり米・特別栽培米)が行われるほか、にんじん、そば、シャインマスカット等が生産されています。
- 多賀大社門前で古くから親しまれてきた糸切餅や鍋焼きうどん等の名物をはじめ、そばの栽培に適した地形や気候を活かした多賀そば、純米酒の「多賀」等が人気となっています。そのほか、生産が途絶えていた桃原ごぼうを復活、流通させる取組もあり、特産物を利用した商品開発の確立や、販売促進が図られています。

¹⁸ 多賀スマートインターチェンジ：名神高速道路の彦根IC～湖東三山スマートIC間に整備されたETC専用インターチェンジ。高速ICまで10分以内でアクセス可能となる事業所が増加し、物流の円滑化など生産性の向上が期待される。

5 多賀町のまちづくりについて

(1) 本町がめざすまちの将来像

輝く人、自然、歴史・文化で織りなす 多賀の未来

- 前期基本計画に引き続き、「輝く人、自然、歴史・文化で織りなす 多賀の未来」をめざすまちの将来像とします。
- 子ども、若者から高齢者まで、あらゆる人々が温かなつながりのもと、未来を担う子どもたちが元気に、希望をもって育ち、誰もが笑顔で暮らせるまちを継承していきます。
- また、住民の自慢であり、心の拠り所であるまちの自然や歴史・文化、これまで先人たちが創り育んできた伝統や産業など、まちの個性と魅力を次代に継承するとともに、地域資源を活かしまちの活力を創り出していきます。
- そして、これまでにない厳しい社会状況のなか、「守るべきもの、変えてはならないもの」と「変えていくべきもの」を見定めながら、小さくても誇りと愛着にあふれ、小さいからこそ充実した豊かなまちをつくれます。

(2) まちづくりの基本目標

①子どもたちが多賀への愛着と自分の将来に希望をもって、健やかに成長する環境をつくる

重視すること

- すべての子どもが権利の主体として尊重され、自分の将来に希望をもって幸せに生きていけるよう、子どもの権利を保障するとともに、地域全体で子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます。
- 学校や家庭等における教育環境の充実、子どもたちの多様な学びや体験機会の充実、安心して過ごすことができる居場所づくり等に取り組むことで、「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体」から成る「生きる力」をもった子どもの育成を図ります。
- 教育・保育機関や地域コミュニティとの連携のもと、子育て家庭が孤立することなく、子育ての喜びや楽しさを実感し、子どもと向き合い、子どもとともに成長できる環境づくりを進めます。

②人生100年時代¹⁹を、誰もが安心して、健康に、生きがいをもって暮らせる仕組みをつくる

重視すること

- 人生100年時代と言われるなかで、妊娠期(胎児期)から高齢期に至るまで、人の生涯を時間の流れで捉えたライフコースアプローチの観点を取り入れた健康づくりを進めます。
- 多様な学習機会の充実や生きがい・健康づくり、孤独・孤立対策の観点からも、人や地域とのつながりのなかで取組を進めることが重要です。また、誰もが生きがいをもって自分らしく暮らせる「ウェルビーイング²⁰」の実現に向けて、関係機関との連携のもと、就労、文化活動、スポーツ、地域活動、ボランティア等の様々な機会の充実を図ります。

③地域産業の活力を高め、町民の多様な就業機会を創出する

重視すること

- 令和8(2026)年の多賀スマートインターチェンジの全面開通を踏まえ、交通利便性を活かした企業誘致の更なる推進や、多賀大社を中心とした観光の促進を図ります。
- 高齢者や外国人、結婚・子育てを経て再就職を希望する女性など、多様な人材が地域で活躍することができるよう、専門機関や事業所等と連携した就業支援に取り組みます。
- 本町の自然資源を活かした農林業について、関係機関や事業者との連携のもと、地産地消の推進や新しい流通による活性化をめざした取組を進めます。

④災害に強く、事故や犯罪のない、暮らしやすい基盤を整える

重視すること

- 地震や大雨等の大規模災害が全国的に頻発するなか、地域と連携した自主防災組織²¹の機能強化や災害時要援護者の避難支援体制の構築を進めることで、安心して生活できる基盤づくりを進めます。
- 防犯体制の強化に向けて、子どもや高齢者を犯罪被害から守るための見守り・相談体制の強化を図るとともに、増加傾向にある空き家の適正管理や利活用の促進を図ります。

¹⁹ 人生100年時代：ロンドン・ビジネス・スクールのリンダ・グラットンとアンドリュース・スコットが提唱。先進国において平成19(2007)年生まれの2人に1人が100歳を超えて生きる「人生100年時代」の到来を予測し、新しい人生設計の必要性を説く。日本では首相官邸に「人生100年時代構想会議」が設置され、政策への反映が進められている。

²⁰ ウェルビーイング：肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること。

²¹ 自主防災組織：地域住民が自主的に防災活動を行う組織。

⑤自助・互助・共助²²・公助²³の役割を分担しながら、地域と連携して効率的にまちを運営する

重視すること

- 複雑化・複合化が進む福祉課題に対応するためには、地域の協力により困りごと(困っている人)を発見し、支援につなぐことが重要です。誰もが見守りや声かけ等の自分にできる活動に取り組むとともに、地域団体、関係機関、事業者等の多様な主体の連携による安心して生活できる地域づくりを進めます。
- 効率的な行政運営の推進に向けて、多賀町行政改革大綱に基づき、多様な PPP²⁴ / PFI²⁵手法導入の検討を図るとともに、広域連携による公共サービスの提供など、効率的なサービスの在り方の検討を進めます。

⑥地域資源を守り、活かすことで、多賀プライド²⁶を醸成するとともに、多賀ファン²⁷を育てる

重視すること

- 本町の魅力を SNS²⁸等を活用しプロモーションすることで、若い世代や学生を含めた住民の「多賀プライド」の醸成を図るとともに、「多賀町に暮らし続けたい人」や「多賀町に戻ってきたい人」を増やす取組を進めます。
- 前期基本計画期間では、民間事業者による宅地開発や若者の定住支援(子育て支援)の取組、また本町の自然をはじめとする魅力から転入者が増加したことにより、人口減少の抑制が図られています。引き続き、移住支援や子育て支援に取り組む、若い世代の移住・定住人口の確保を図ります。

²² 共助：医療、年金、介護保険、社会保険制度など被保険者による相互の負担で成り立っているもの。

²³ 公助：行政など公的機関による救助や支援。

²⁴ PPP：Public Private Partnership の略。行政サービスを行政と民間事業者が連携して公共サービスを提供する手法。

²⁵ PFI：Private Finance Initiative の略。民間事業者の資金や経営手法・技術力を活用して公共施設などを整備する手法。

²⁶ プライド：自慢。自尊心。

²⁷ ファン：支持者。愛好者。

²⁸ SNS：Social Networking Service の略。社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。会員数の多いものとして、フェイスブックやインスタグラムなどがある。

(3) 前期基本計画の推進状況

①子どもたちが多賀への愛着と自分の将来に希望をもって、健やかに成長する環境をつくる

- 子育て支援に重点を置いた取組や、宅地開発による若い世代の移住者の増加の影響もあり、平成30～令和4(2018～2022)年までの合計特殊出生率²⁹は国(1.33)や県(1.49)の平均を大きく上回る1.63となり、令和6(2024)年には消滅可能性都市を脱却しました。
- 子どもの増加に伴う保育ニーズの拡大に対応するため、令和5(2023)年6月に「久徳うぐいすこども園」を開園したことにより、一時発生していた待機児童も現在は解消されています。
- 子育て家庭の経済的負担を目的に、令和5(2023)年度より第3子以降の給食費無償化、令和6(2024)年度より高校生世代医療費の無償化を新たに実施しました。また、保護者負担の軽減を目的に、令和6(2024)年度から保育園、こども園における主食(ごはん)の提供を開始しました。
- そのほか、母子手帳アプリの導入や、妊娠から出産・子育てまで一貫してサポートする伴走型相談支援の実施、産後ケアを利用する際の費用助成等に取り組みました。

②人生100年時代を、誰もが安心して、健康に、生きがいをもって暮らせる仕組みをつくる

- 少子高齢化が進むなか、住民が安心して健康に暮らせるよう、総合福祉保健センター「ふれあいの郷」を拠点に、健康増進事業や健診(検診)受診の勧奨、介護予防事業の充実、介護サービスの提供確保などに取り組みました。
- 介護予防や重度化抑制の取組の効果もあり、令和4(2022)年には要介護1以上の認定を受けていない65～84歳の方の割合(=はつらつシニア率)が県内の市町で3番目に高い数値となりました。
- 認知症になっても安心して生活できる地域づくりの一環として、認知症等で行方不明になった際、衣服などに貼ったQRコードが読み取られると、保護者へ瞬時に発見通知メールが届く「多賀町見守りQRコード」を導入しました。

③地域産業の活力を高め、町民の多様な就業機会を創出する

- 林業では地元産材を活用した中央公民館「多賀結いの森」の建築をはじめ、住宅・公共施設・木工品など、木材の地産地消や消費拡大を推進しました。また、新しい流通による活性化をめざし、令和2(2020)年に林業関係者による多賀森林循環事業協同組合を設立し、原木土場の運営や製材業務、加工業務等に取り組みました。
- 多賀町地域経済活性化・キャッシュレス決済普及推進事業として「お多賀いさん商品券」の利活用の促進を図りました。
- 税収の増加による行財政の安定や地域産業の活性化をめざし、ふるさと納税³⁰の返礼品や取扱いサイト等の見直しを行った結果、令和5(2023)年以降納税額が大幅に増加しました。

²⁹ 合計特殊出生率：一人の女性が生涯何人の子どもを産むのかを表す指数。

³⁰ ふるさと納税：応援したい自治体に寄附ができ、寄附金が所得税・住民税の控除の対象となる制度。

④災害に強く、事故や犯罪のない、暮らしやすい基盤を整える

- 防災力の強化に向けて、自主防災組織と連携し防災訓練に取り組むとともに、有事の際の受援体制の強化に向けて、災害時の人員、物資、役務などを行政、民間、団体など関係機関と災害応援協定の締結に取り組みました。
- 住民の安全を守り、安心した生活環境を確保するために、空き家等対策に関するまちの責務と施策等の実施方針を示すとともに、計画に基づく諸施策を総合的かつ計画的に推進するために、令和5(2023)年に「空家等対策計画」を策定しました。

⑤自助・互助・共助・公助の役割を分担しながら、地域と連携して効率的にまちを運営する

- 協働により地域課題を解決し、住みよい地域づくりを進めるため、自治会や大学と連携し子どもの居場所づくりや高齢者等の買い物支援事業に取り組みました。
- デジタル技術を活用し行政運営の効率化や DX の推進を図るため、令和6(2024)年に「多賀町 DX 推進ポリシー」を策定しました。
- 町有施設の運営や公共サービスの提供において、PPP(PFI方式、指定管理者³¹制度、アウトソーシング³²など)の更なる活用の検討など、民間活力の導入による効率化やサービスの向上を図りました。
- 民生委員・児童委員³³や学校支援ボランティア、観光案内ボランティアなど、住民主体の多様な活動が行われました。

⑥地域資源を守り、活かすことで、多賀プライドを醸成するとともに、多賀ファンを育てる

- 令和7(2025)年4月1日に町制70周年を迎えたことに伴い、多賀町町制施行70周年記念ロゴマークデザインを全国からの公募により決定したほか、同年6月に町制70周年記念事業として「福祉のつどい」を多賀町と社協の主催で開催しました。また、住民と連携した魅力発信に向けて住民団体や自治会が自ら企画、実施するイベント等に要する費用の助成を行いました。
- 平成5(1993)年、多賀町四手の造成に伴い発見された、約180万年前のアケボノゾウの化石について、日本固有種で保存状態が良く、運動機能の特性など様々な研究の進展が期待されるものとして、令和4(2022)年3月に国の天然記念物に指定されました。
- 令和5(2023)年5月にダイニックアストロパーク天究館で発見された小惑星を「Akebonozou」と命名し、まちの新たな魅力として発信しました。また、古墳や遺跡を保存・継承していくための担い手の育成や、普及啓発に取り組みました。

³¹ 指定管理者：公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる指定管理者制度において、地方公共団体が公の施設の管理・運営を行わせるため期間を定めて指定する団体のこと。

³² アウトソーシング：公共団体が行なっている業務を民間事業者に委託すること。

³³ 民生委員・児童委員：民生委員法・児童福祉法に基づいて地域に設置が定められ、社会奉仕の精神を持って、常に地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人。また、主任児童委員は、児童福祉を専門的に担当し、児童関係機関との連携・調整、地域を担当する児童委員と一体となって児童福祉の推進に努める。

(4) これからのまちづくりに重要な視点

①人口構造の変化に対応した取組

- 少子高齢化の進行により将来的な労働供給の減少、経済成長率の低下、現役世代の負担の増加、行政サービスの水準の低下など、社会経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。国の推計によれば、令和7(2025)年には団塊の世代の全員が75歳以上となり、高齢者支援や医療・介護の需要が更に増大することが予想されます。
- このような状況のなか、医療費や介護給付の削減、また高齢者自身のウェルビーイングの実現に向けて健康寿命の延伸が重要となります。
- 住民アンケートでは、地域の困りごととして空き家・空き地の増加があげられています。本町では近年空き家が増加傾向にあり、その半数以上が大滝地域に集中しています。同様の傾向は今後も続くと考えられ、適正管理や有効活用の推進が重要です。

②循環型社会³⁴、環境DXの推進

- 地球温暖化や異常気象の影響が全国で深刻化するなかで、滋賀県でも、隣接する彦根市において年平均気温が100年あたり約1.5℃上昇しています。
- このような状況のなか、国を挙げて脱炭素社会の実現に向けた取組が進められており、滋賀県においても温室効果ガス³⁵の排出量を令和32(2050)年までに実質ゼロとするとともに、そのための取組を通じて県民生活の豊かさ、地域や経済の持続的な発展などにもつなげる「CO₂ネットゼロ社会づくり」が推進されており、本町でも同様の取組の充実が求められます。

③デジタル技術への対応

- デジタル技術が急速に進化し、社会全体のDXが加速しています。行政運営においても、通常業務のなかでデジタル技術やAI等の活用による業務効率化を図るとともに、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていく取組が求められます。
- リモートワークやオンラインサービスの普及が全国的に進むなか、本町においても行政手続きのペーパーレス化やオンライン化を推進するとともに、高齢世代等を中心としたデジタルデバイドの解消が求められます。

³⁴ 循環型社会：大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会のこと。「資源循環型社会」ともいう。

³⁵ 温室効果ガス：地球温暖化の原因となりうる気体。二酸化炭素やメタン、フロンなどが該当する。

④地域コミュニティの維持

- 現役世代の減少が見込まれるなか、地域活力の維持や、一人ひとりのウェルビーイングの実現のためにも、後期高齢者³⁶や障がいのある人といった要配慮者を含め、誰もが地域とつながり、見守り、声をかけあえる地域づくりが求められます。
- 住民アンケートでは、地域の困りごととして高齢化や過疎化の進行により、従来のコミュニティ機能の維持が難しくなっていることが挙げられており、人口構造の変化への対応が求められています。まちづくりへの参加への考えは「興味のある分野なら参加したい」が最も多く、きっかけとなる機会の充実や、年代別のアプローチの検討等が求められます。
- 住民アンケートでは、重視すべきまちの機能として食品や日用品が購入できる「身近な店」や、住民同士で運行するタクシー等も含めた「新たな交通手段の充実」が挙げられています。現在取り組んでいる自治会や大学と連携した高齢者等の買い物支援事業を含め地域と連携した移動・買い物支援が求められます。
- 今後、後期高齢者の増加に伴い、認知症の高齢者が増加することが予想されます。認知症になっても安心して生活できる地域づくりに向けて、見守りサポーターの養成等を通じた見守り活動の充実や、見守り QR の活用の促進、早期支援の充実が求められます。

⑤持続可能な行財政運営の推進

- 近年、老朽化による水道管の破裂が全国的に多発しており、都市インフラの維持管理が大きな課題となっています。公共施設や道路、上下水道の修繕・更新が必要とされるなかで、本町においても公共施設等総合管理計画に基づいた施設総量(総延床面積)の縮減や、水道管等の計画的な維持管理が求められます。
- 財政の健全化や財政基盤の安定化を図るため、行政改革大綱に基づく公共サービスの効率化や民間のノウハウの活用、デジタル技術の活用や官民連携等を推進し、持続可能な地方財政の実現が求められます。
- 税収の確保に向けた産業振興も重要です。住民アンケートでも、「誰もが住み続けたい、子どもたちが帰ってきたいまち」であるために重要なこととして、「活力のある産業や働く場がある」が挙げられています。また、産業振興に重要なこととして、中小事業者等の活性化や企業誘致、起業支援等が多く挙げられています。

³⁶ 後期高齢者: 75 歳以上の高齢者のこと。

⑥グローバル化への対応

- コロナ禍以降、全国的に外国人労働者及び外国人住民が増加傾向にあり、滋賀県においても、令和6（2024）年に初めて外国人人口が4万人を超え、総人口における外国人人口は3%相当となっています。生産年齢人口の減少に伴う労働力不足と経済規模の縮小が全国的な課題となるなかで、外国人労働者の担う役割は非常に大きなものとなっています。
- コロナ禍以降、外国人観光客が急速に増加しており、令和6（2024）年の訪日外国人旅行者数は3,687万人、消費額は約8兆円と過去最高を記録しました。更なる誘致による経済効果が期待される一方で、首都圏や京阪神ではオーバーツーリズムによる問題も顕在化しており、地域住民の生活を守ることと、経済効果を得ることの両立が課題となっています。
- 上記のように、日本経済における外国人の役割は重要なものとなっており、外国人住民や観光客との共生・共栄に向けて、多言語による情報発信や意思疎通支援、デジタル化への対応が重要となるとともに、地域住民の多文化共生³⁷に向けた理解の促進、交流機会の充実が重要となります。

⑦一人ひとりのウェルビーイングの向上

- 「物質的な豊かさ」から「生活の質」や「心の豊かさ」を重視する価値観への転換が進むなか、「ウェルビーイング」の概念が注目されています。
- ウェルビーイングは、「権利や自己実現が保障され、精神的、社会的に良好な状態」を意味し、自己肯定感や自己実現とともに、社会貢献意識等のバランスも重要であるとされています。
- 住民アンケートでは、ほかの年代と比較して80歳以上の幸福度が低くなっています。孤独・孤立対策の観点からも、増加傾向にある一人暮らし高齢者を含めて、一人ひとりが多様なつながりや地域との関わりを持つなかで、健康増進や生涯学習、ボランティア等に参加しやすい環境づくりを進めることが求められます。

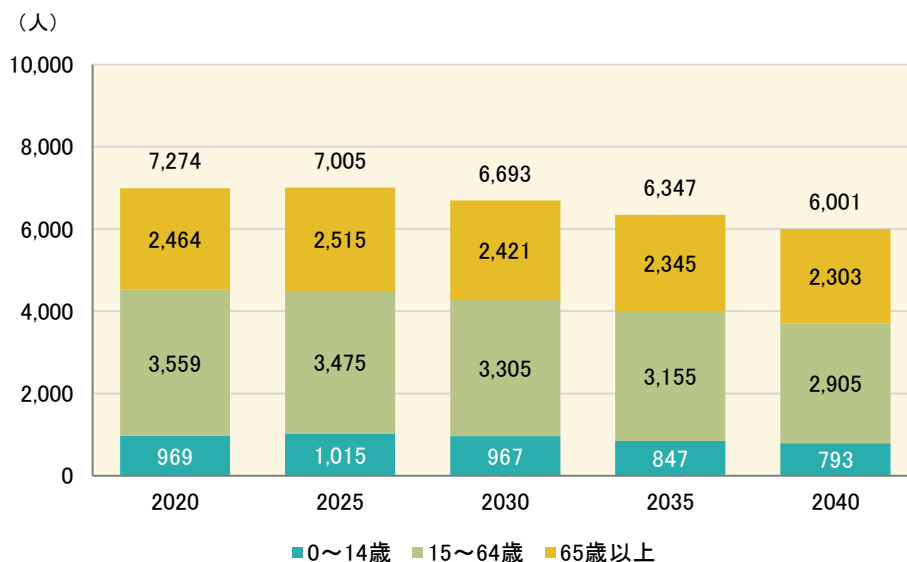
³⁷ 多文化共生：国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

6 将来の見通し

(1) 人口の将来展望

- 本町の人口は、令和2(2020)年の国勢調査では 7,274 人で、昭和 22(1947)年をピークとして、多少の増減を繰り返しながら、昭和 40(1965)年には10,000人を割り、昭和 50(1975)年から昭和 60(1985)年までは、ほぼ横ばいとなりましたが、平成 2(1990)年以降、減少傾向となり、平成 22(2010)年には 8,000 人を下回りました。
- このような状況の中、平成 26(2014)年には「日本創成会議」より本町を含む全国 896 の自治体が「消滅可能性都市」として公表されました。
- その後、本町では子育て支援に重点を置いた取組や、宅地開発による若い世代の移住者の増加の影響もあり、平成 30～令和4(2018～2022)年までの合計特殊出生率は国(1.33)や県(1.49)の平均を大きく上回る 1.63 となり、令和6(2024)年には消滅可能性都市を脱却しました。
- 令和5(2023)年 12 月に、国立社会保障・人口問題研究所³⁸(社人研)より公表された「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」において、今後、本町では、更に人口の減少、少子化・高齢化が進むことが予想され、令和 12(2030)年には総人口が 6,693 人、令和 22(2040)年には総人口が 6,001 人となることが予測されています。

■ 国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（国勢調査人口を基準とする）

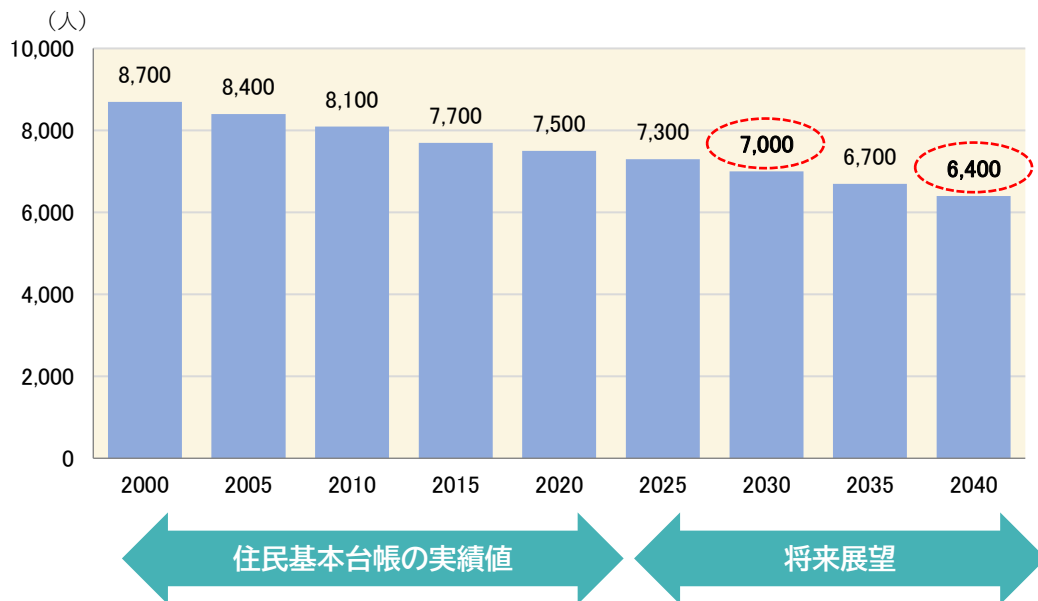


※出典：2020 年は国勢調査、2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計(令和5年 12 月推計)
(注)2020 年の総数には年齢不詳を含むため、各年齢の合計と一致しない

³⁸ 国立社会保障・人口問題研究所：人口や社会保障に関する研究をはじめ、人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究を通じて、研究と行政を橋渡しし、国民の福祉の向上に寄与することを目的として設立された厚生労働省の施設等機関。

- 前述のような経緯や、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計結果も踏まえながら、本町では、今後の人口減少のペースを緩やかにすることをめざし、社会増減等について次の仮定のもと、将来の人口規模を展望します。
- 今後、若い世代や子育て世代における転出の抑制と転入の促進を図る取組、子どもを産み育てやすくするための取組をまちぐるみで推進することで、令和 12(2030)年に 7,000 人、令和 22(2040)年に 6,400 人を確保します。

■ 第6次総合計画の将来展望（住民基本台帳を基準とする多賀町人口ビジョン³⁹）



※2020年までは住民基本台帳の実績値、2025年以降は将来展望

（2）人口の将来展望に向けて

- 将来展望人口を想定する上で、次のような社会状況を踏まえて政策を展開します。
- 女性や高齢者、外国人を含めた多様な人材の就労意欲に対応し、その受け皿・選択肢となる就業環境や企業の操業環境の充実を図ります。
- 若者・ファミリー層の移住を促進するため、子育てに配慮した住宅整備を進め、子育てしやすいまちとしての魅力を積極的に発信するとともに、教育・保育機関や子育てサークル等と連携し、親子の育ちと子育て環境、まちぐるみで子どもを支える仕組みを更に充実させていきます。
- 多賀町空き家・空き地活用協議会や NPO 法人等と連携した取組により、空き家・空き地を有効に活用するとともに、地元の受入体制づくりや受入意識の向上を図り、希望する人が安心して転入できる環境を創ります。
- 長期的には、住み続けたいと思う意識、あるいは進学や就職で一度本町外に出ても、いずれUターンで「このまちに帰りたい」という意識を育むため、子どもが地域で活躍する機会づくりやふるさと教育の充実を図ります。
- この展望は、日本全体で人口減少が進むなか、小さなまちとしてひとつの理想像を実現し、都市基盤や公的施設などの社会資源を効果的に維持・活用していく、本町の挑戦する姿勢を表すものです。

³⁹ 多賀町人口ビジョン：本町における人口の現状分析を行い、今後の人口の将来展望を示したものの。

後期基本計画について

後期基本計画の構成

将来像	政策	施策項目
輝く人、自然、歴史・文化で織りなす多賀の未来	第1章 子どもの育ちと子育て	1-1 親子の育ちと子育て
		1-2 就学前教育・保育
		1-3 学校教育
		1-4 公園緑地
	第2章 生涯学習・協働	2-1 歴史・文化、芸術・伝統
		2-2 まちづくり人材育成・生涯学習
	第3章 安全・安心・健康	3-1 防災・減災
		3-2 防犯・交通安全、消費生活
		3-3 健康・医療
		3-4 地域福祉
		3-5 高齢者福祉
		3-6 障がい者福祉
	第4章 環境・コミュニティ	4-1 人権・平和、男女共同参画
		4-2 地域社会・コミュニティ
		4-3 多文化共生
		4-4 地球環境・資源循環
	第5章 まちの活力	5-1 農業
		5-2 林業
		5-3 商工業
		5-4 観光
		5-5 中心市街地
		5-6 就労
		5-7 産業団地・新産業
	第6章 都市基盤・住環境	6-1 公共交通
		6-2 上水道・下水道
		6-3 道路
		6-4 河川
		6-5 景観
6-6 住宅・住環境・空き家		
第7章 行財政	7-1 行財政運営	
	7-2 広報・広聴	
	7-3 広域連携	

2 後期基本計画の見方

●後期基本計画は、次の項目で構成しています。

1-1 親子の育ちと子育て

めざす姿

すべての子どもが将来に希望をもって幸せに生きていけるよう、子どもの権利を保障し、地域全体で子どもと子育て家庭を応援するまちづくりが進められています。

教育・保育機関や地域コミュニティとの連携のもと、子育て家庭が孤立することなく、子育ての喜びや楽しさを実感し、子どもとともに成長できています。

現状・課題

- こども基本法の基本理念及びこども大綱の基本的方針には、子ども・若者の人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益と子どもの権利を守る取組が重要となります。
- 本町では6歳未満の子どものいる世帯の6割以上が核家族となっています。低年齢の未就園児家族は孤立しやすい状況にあり、保護者の孤立防止や不安の解消に向けた取組が重要となっています。
- 物価高の影響もあり、子育てに係る経済的支援の充実を求める声が多くなっています。
- 生活困窮や障がい等の困難を抱える子どもや家庭への支援の充実が求められています。

基本方針

- 教育・保育機関等をはじめとした関係機関との連携のもと、子どもの権利擁護や、子どもの権利に関する啓発に取り組みます。
- 就園前の子ども・保護者の居場所や仲間づくりに向けて、子育てサークルとの情報共有を図るとともに、子育て家庭の交流促進や子育て支援センターの利活用の促進に取り組みます。
- 産前からの切れ目のない相談支援に取り組みるとともに、産後の母子の健康づくりに取り組みます。
- 引き続き、子どもの医療費の助成等に取り組みるとともに、生活的に困窮している家庭の保護者の就労支援や子どもの学習支援など、家庭の状況に応じた支援に取り組みます。
- 様々な事情により支援が必要な子どもや家庭に対し、関係機関と連携した支援に取り組みます。

住民、地域、団体、事業者、行政など、本町のまちづくりにかかわるあらゆる主体が協働し、あるいはそれぞれの役割を果たすことで、基本計画の期間経過後（5年後）、その施策で「まちをどんな状況（状態）にしたいか」を表しています。

社会潮流や各種調査結果を踏まえた、本町の現状・課題を示しています。

課題を改善・解決し、めざす姿を実現するための取組の方針を示しています。

子どもを見守り育てることの重要性、虐待を発見した場合の通報体制の強化を図ります。

できる限り、個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適

電話で身近な相談に応じながら必要な支援につなぐ伴走型相談に係る費用を助成します。
調に不安のある方が医療施設や助産所等において、宿泊や日

進

- 子育てに係る医療費等の負担軽減を目的に、不育症治療費用の助成に取り組みるとともに、乳幼児から高校生世代における医療費の保険診療自己負担額（入院・通院・調剤）を助成します。
- オムツ・ミルク等の購入助成や給食費の無償化など、負担軽減を図ります。

⑥ 援助が必要な子どもや家庭への支援

- 虐待や経済的困窮などから支援が必要な家庭を早期に把握するとともに、適切な支援を進めます。
- ひとり親家庭が経済的な基盤を確保し、子どもが安定した生活を送ることができるよう、就労支援による自立を促進するとともに、経済的支援や相談支援を行います。
- 貧困等の課題や困難を抱える子どもを把握し、社会福祉協議会等が取り組む食の支援（フードドライブ等）や学習支援に協力します。

「めざす姿」「成果を共有するための指標」を実現するために実施を予定する、あるいは今後実施すべき主な取組を示しています。

適切な支援や教育を行うため、教育・福祉・保健分野等の連携による切れ目のない支援体制を整備し、困窮している子どもやその保護者が、必要なサービスや支援を受けることができるよう、生活を支えます。

成果を共有するための指標

- 3歳6か月児健診の問診票で「この地域で子育てをしたい」と回答した人の割合

取組施策を実行・実施することで、その節の「めざす姿」にどこまで近づいたか、あるいはどんな成果があったかを共有するため、わかりやすく示す統計データや調査データです。

3 持続可能な開発目標 (SDGs) との関係

- 持続可能な開発目標 (SDGs) は、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。
- SDGs は発展途上国だけでなく、先進国が取り組むユニバーサル (普遍的) なものでもあり、日本も国として積極的に取り組んでいます。SDGs 達成に向けて政府が定めた「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」(2016 年 12 月) では、地方自治体の各種計画に SDGs の要素を最大限、反映することが奨励されています。
- 持続可能な世界を実現するための 17 のゴールは、次のような項目になっています。

◆SDGsの17のゴールと自治体行政の関係◆

目標 (Goal)	自治体行政が担う役割
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1. 貧困をなくそう</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての住民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2. 飢餓をゼロに</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3. すべての人に健康と福祉を</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4. 質の高い教育をみんなに</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>











 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民の省／再エネ対策の推進を支援する等、安価、効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>8. 働きがいも経済成長も 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たなイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
 <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>	<p>10. 人や国の不平等をなくそう 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12. つくる責任つかう責任 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
 <p>14 海の豊かさ を守ろう</p>	<p>14. 海の豊かさを守ろう 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
 <p>15 陸の豊かさ も守ろう</p>	<p>15. 陸の豊かさも守ろう 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
 <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	<p>16. 平和と公正をすべての人に 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	<p>17. パートナーシップで目標を達成しよう 自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

●本計画と「持続可能な開発目標(SDGs)」との関係は、次のように整理することができます。

		SDGs																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
第1章 子どもの育ちと子育て																		
1	親子の育ちと子育て	●		●	●	●												
2	就学前教育・保育			●	●													
3	学校教育				●	●							●					
4	公園緑地							●										
第2章 生涯学習・協働																		
1	歴史・文化、芸術・伝統				●													
2	まちづくり人材育成・生涯学習				●								●				●	●
第3章 安全・安心・健康																		
1	防災・減災											●						
2	防犯・交通安全、消費生活											●	●		●			
3	健康・医療			●														
4	地域福祉	●		●														
5	高齢者福祉			●														
6	障がい者福祉			●														
第4章 環境・コミュニティ																		
1	人権・平和、男女共同参画					●		●		●							●	
2	地域社会・コミュニティ																●	●
3	多文化共生										●							●
4	地球環境・資源循環							●				●	●	●	●	●		
第5章 まちの活力																		
1	農業		●						●	●			●					
2	林業		●						●	●			●					
3	商工業								●	●			●					
4	観光								●	●			●					
5	中心市街地								●	●								
6	就労	●							●									
7	産業団地・新産業								●	●								
第6章 都市基盤・住環境																		
1	公共交通												●					
2	上水道・下水道						●						●					
3	道路												●					
4	河川		●				●						●					
5	景観												●					
6	住宅・住環境・空き家												●					
第7章 行財政																		
1	行財政運営	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	広報・広聴				●						●							
3	広域連携														●	●		●

後 期 基 本 計 画

第1章 子どもの育ちと子育て

施策項目	対応する SDG s 17 のゴール
1-1 親子の育ちと子育て	   
1-2 就学前教育・保育	 
1-3 学校教育	  
1-4 公園緑地	



1-1 親子の育ちと子育て

めざす姿

すべての子どもが将来に希望をもって幸せに生きていけるよう、子どもの権利を保障し、地域全体で子どもと子育て家庭を応援するまちづくりが進められています。

教育・保育機関や地域コミュニティとの連携のもと、子育て家庭が孤立することなく、子育ての喜びや楽しさを実感し、子どもとともに成長できています。

現状・課題

- こども基本法の基本理念及びこども大綱の基本的方針には、子ども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることが示されており、子どもの権利を守る取組が重要となります。
- 本町では6歳未満の子どもがいる世帯の6割以上が核家族となっています。低年齢の未就園児家族は孤立しやすい状況にあり、保護者の孤立防止や不安の解消に向けた取組が重要となっています。
- 物価高の影響もあり、子育てに係る経済的支援の充実を求める声が多くなっています。
- 生活困窮や障がい等の困難を抱える子どもや家庭への支援の充実が求められます。

基本方針

- 教育・保育機関等をはじめとした関係機関との連携のもと、子どもの権利擁護や、子どもの権利に関する啓発に取り組みます。
- 就園前の子ども・保護者の居場所や仲間づくりに向けて、子育てサークルとの情報共有を図るとともに、子育て家庭の交流促進や子育て支援センターの利活用の促進に取り組みます。
- 産前からの切れ目のない相談支援に取り組むとともに、産後の母子の健康づくりに取り組みます。
- 引き続き、子どもの医療費の助成等に取り組むとともに、生活的に困窮している家庭の保護者の就労支援や子どもの学習支援など、家庭の状況に応じた支援に取り組みます。
- 様々な事情により支援が必要な子どもや家庭に対し、関係機関と連携した支援に取り組みます。

取組施策

① 子どもの権利に関する周知・啓発の推進

- パンフレットやホームページ、講座等を通じて、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行い、子どもが権利の主体であることを広く周知します。
- 児童虐待が子どもに及ぼす影響や地域で子どもを見守り育てることの重要性、虐待を発見した場合の通報体制など、児童虐待防止に関する啓発活動に取り組みます。

② 子育て環境づくりの推進

- 子どもが多様な交流の中で社会性を身につけ、地域に見守られ成長することができるよう、子育て支援センター事業や各種教室の充実、子育てサークルの活動支援等に取り組み、子育て家庭の交流促進を図ります。
- 庁内の窓口や広報、ホームページ、アプリなど様々な媒体を通して、子育て支援やイベント等に関する情報提供を推進します。

③ 子育て支援体制の充実

- 子育てに関する様々な課題や悩み、不安を解消できるよう、個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な相談・指導體制の充実を図ります。

④ 母子の健康増進や産後ケアの推進

- 母子手帳交付時から産後に至るまで、面談や電話で身近な相談に応じながら必要な支援につなぐ伴走型相談支援に取り組むとともに、定期妊婦健康診査に係る費用を助成します。
- 出産後の母子の健康増進に向けて、育児や体調に不安のある方が医療施設や助産所等において、宿泊や日帰り、訪問で、母子のケアや授乳指導等を受けられる産後ケアの利用料を助成します。

⑤ 子育てに係る経済的負担の軽減の推進

- 子育てに係る医療費等の負担軽減を目的に、不育症治療費用の助成に取り組むとともに、乳幼児から高校生世代における医療費の保険診療自己負担額(入院・通院・調剤)を助成します。
- オムツ・ミルク等の購入助成や給食費の無償化など、負担軽減を図ります。

⑥ 援助の必要な子どもや家庭への支援

- 虐待や経済的困窮などから支援が必要な家庭を早期に把握するとともに、適切な支援を進めます。
- ひとり親家庭が経済的な基盤を確立し、子どもが安定した生活を送ることができるよう、就労支援による自立を促進するとともに、経済的支援や相談支援を行います。
- 貧困等の課題や困難を抱える子どもを把握し、社会福祉協議会等が取り組む食の支援(フードドライブ等)や学習支援につなげます。
- 障がいのある子ども一人ひとりに応じた支援や教育を行うため、教育・福祉・保健分野等の連携による切れ目のない支援に取り組みます。
- 多国籍化が進む中、外国につながるのある子どもやその保護者が、必要なサービスや支援を受けることができるよう体制を整備し、暮らしやすい生活を支援します。

成果を共有するための指標

- 3歳6か月児健診の間診票で「この地域で子育てをしたい」と回答した人の割合

1 - 2 就学前教育・保育



めざす姿

多様な就学前教育・保育サービスを提供することで、保護者の仕事と子育ての両立を支援しつつ、子どもたちがいきいきと、健やかに育っています。

生涯の人格形成に重要な乳幼児期における家庭の子育て・教育力の向上を図ることで、子どもと保護者がともに成長することができています。

現状・課題

- 乳幼児期の子育てに関する基本的な知識についての助言や、様々な不安や悩みに関係機関や関係課等が連携して対応することが求められます。
- 地域のつながりの中で子育て支援を進めることの重要性について、理解・認識を深めることが求められます。
- 共働きの子育て家庭の増加とともに、フルタイムで働く母親が増加傾向にあることから、今後も保育ニーズが高まることが予想されます。また、未就園児の一時預かりなど、多様な保育ニーズへの対応が求められます。
- 子育てや教育の基盤となる家庭において、保護者と子どもとの関わりの中でともに育ちあうことができるよう、家庭の子育て力の向上が求められます。

基本方針

- 各園の特徴を活かし、生きる力を育みます。
- 子どもにとって居心地の良い場所を提供します。
- 保護者が安心して子どもを預けられる環境整備や体制の構築を図ります。
- 家庭教育⁴⁰力向上のための支援を行います。

⁴⁰ 家庭教育：家庭内で行われる教育的行為のこと。子どもは、家庭において基本的な生活習慣や基本的倫理観、マナーなど生きていくために必要な多くのことを学ぶ。

取組施策

① 就学前教育・保育内容の充実

- 保育園、認定こども園において安定的に教育・保育サービスを提供できるよう、計画的な職員雇用と人材育成を図ります。
- 保育園、認定こども園において0歳児から5歳児までの乳幼児がともに育ちあう園づくりに取り組みます。
- 大滝たきのみやこども園を中心に園庭や高取山を活用した自然保育の充実を図ります。

② 多様なニーズへの対応体制の強化

- 保育園・認定こども園における時間外保育(延長保育)を実施します。
- こども誰でも通園制度等により未就園児を養育する世帯への支援を実施します。
- 発達に課題のある就学前の子どもについて、愛知・犬上郡の療育教室である「愛犬つくし教室」との連携を強化し、継続的な支援を進めます。
- 広域での連携のもと、引き続き病児・病後児保育の提供体制を確保するとともに、保護者への周知の徹底を図ります。

③ 支援の質の向上に向けた取組の推進

- 教育・保育機関における職員の資質や専門性の向上に向けた研修を実施します。
- 教育・保育機関と連携し、誤飲や誤嚥による窒息、水遊び中の事故、転倒や転落による怪我など、想定し得る様々な事態に対し、未然防止に努めるとともに、有事の際に迅速に対応できる体制の確保を図ります。

④ 家庭の子育て・教育力の向上

- 妊婦同士が交流を図りながら、妊娠・出産・育児に関する基本的な知識やスキルを学び、産後に利用できるサービスを知ることができるよう、妊婦とその家族を対象としたプレパパママ教室を開催します。
- 親子がじっくり関係性を築き、ともに育ちあうことができるよう、未就園児とその保護者を対象にのびっこ教室を開催します。
- 子どもが集団の中でいきいきと活動することができる力を養う元気っこ教室を開催します。
- ブックスタート事業を通じ、就学前から本や読書に親しむ機会の提供を図るとともに、親子のふれあいの促進や読書習慣の形成を図ります。
- 健康推進員による親子の食事に関する教室を実施し、望ましい食習慣や食を通じた心身の健全育成を図ります。

成果を共有するための指標

- 保育所・こども園における肯定的評価の割合(各項目の肯定的評価の割合の平均値)

1 - 3 学校教育



めざす姿

これからの時代を見据えた教育により、子どもたちが確かな学力と豊かな心、健やかな体を育み、自らの力で未来を切り拓く力を身につけています。

本町の地域資源を活かした体験学習により、生まれ育った地域への愛着と誇りをもった子どもが育っています。

現状・課題

- 学校だけでは解決できない課題に対して、保護者や地域との連携や協働が重要となっています。
- 町内すべての保育園・こども園・小学校において、幼児教育と小学校教育が円滑に接続できるよう取り組むことが求められます。また、小学校から中学校にかけても、体系的な学習指導を進め、児童・生徒の学力向上に向けた一層の取組が必要です。
- 本町では、各学校に特別支援教育支援員を配置し、一人ひとりに応じたきめ細かな個別指導を実施しており、引き続き発達段階に応じた指導を行うことが大切です。
- 子どもたちにとって家庭と学校以外の第三の居場所として、安心して過ごせる居場所づくりのニーズが高まっており、またその居場所を運営・活用するための活動支援が求められます。
- 小・中学校校舎の老朽化が進行しており、学習環境の改善が課題となっています。

基本方針

- 子どもたちの「生きる力」を育むという基本的な考え方に基づき、就学前教育や義務教育における教育方法・内容の向上を図るとともに、連続性のある教育を推進します。
- 英語教育や情報教育を充実させ、国際力・多様な課題を解決できる力の習得を促進します。
- 教育人材の育成や外部人材の活用による校務の効率化による教育体制の充実を図るとともに、保護者や地域の人たちから学校運営に関する意見を聴き、地域に根ざした学校づくりを進めます。
- 本町ならではの特色のある教育として、給食の提供を通じた愛郷心の醸成や健康増進を図るとともに、地質遺産や文化・教育施設を活用した学習体験に取り組みます。
- 特別支援教育をはじめとした、多様なニーズへの対応の充実を図ります。

取組施策

① 「生きる力」を育む教育の推進

- 就学前、小学校、中学校の連携した教育を更に強化し、進学に際しての児童・生徒の状況把握や継続的な生活習慣の指導など、知・徳・体の育成における教育連携を推進します。
- 身近な生活場面において、子どもが自ら考える力を育む教育を推進します。
- サタスタ(土曜講座)や放課後学習など、補充学習の充実を図ります。
- 児童・生徒数の増減に応じた、適正な教育環境の確保を図ります。
- 子どもの発達段階に応じた道徳授業を展開するとともに、生活指導と結びつけて実践を図ります。
- 多賀町立図書館と連携し、学校図書館(図書室)の読書環境や魅力の向上を図ります。
- 食に関する実践的な授業や給食を通じて、子どもの健康な体づくりと望ましい食習慣の形成を図ります。

② 次代に活躍できる人材教育の推進

- プログラミング学習や ICT⁴¹教育を通じ、時代に即した人材育成を図ります。
- GIGA スクール構想⁴²に基づく児童・生徒の1人1台端末を活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による、主体的で対話的な深い学びの実現をめざします。
- ALT⁴³(外国語指導助手)を小・中学校に1名ずつ配置し、英語教育の充実を図ります。

③ 教育人材の育成・外部人材の活用

- 各分野における先進校視察研修を実施し、町教職員全員研修会において伝達講習を行い広めることで、若手教員の育成と全教員の資質向上を図ります。
- 学校全体での業務の見直しや関係機関や地域との連携、外部人材の活用などにより、効率的な体制の構築を図るとともに、支援の充実に向けた講師や学習支援員の配置を進めます。

④ 特色ある教育の充実

- 学校教育に協力・参画する学校支援ボランティアと各分野における連携を強化し、子どもの多様な体験・学習機会の充実を図ります。
- 農作業体験や生産者との交流機会を通じて、食への感謝の気持ちや地域への愛着を育みます。
- 町立博物館と連携し、国史跡の古墳や地質遺産(アケボノゾウ化石等)、昔の生活道具や記録を教材として、地域の歴史について体験や実習ができる機会を提供します。
- 森林体験交流施設「高取山ふれあい公園」や周辺森林を使った「やまのこ」(体験学習)など、地域の資源を活かした総合学習を展開し、森林をはじめとする環境への理解の推進を図ります。

⑤ 多様なニーズへの対応

- 小・中学校で特別な支援を必要とする児童・生徒へのきめ細やかな指導・支援の実施に向けて、各学校に特別支援教育支援員を配置し、個別の指導・支援を行います。
- 不登校の状態にある児童・生徒や保護者に対し、カウンセラーや不登校支援員により相談等のサポートを行うとともに、児童・生徒の社会的自立を支援するため、フリースクール⁴⁴を利用する際に必要な費用の一部を助成します。

成果を共有するための指標

- 全国学力・学習状況調査(国語・算数(数学))の平均正答率滋賀県比
- 全国体力・運動能力・運動習慣等調査の体力合計点の滋賀県比

⁴¹ ICT：Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。

⁴² GIGA スクール構想：子どもたち一人ひとりの個性に合わせた教育を実現するため、1人1台の学習者用端末と高速ネットワーク環境などを整備する構想。

⁴³ ALT：Assistant Language Teacher の略。外国語を母国語とする外国語指導助手。

⁴⁴ フリースクール：何らかの理由から学校に行くことができない子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設。

1 - 4 公園緑地



めざす姿

結いの森公園をはじめとした公園・緑地が、住民の生活にうるおいとやすらぎを与え、多くの人に愛され利用される場所となっています。

公園を通じて、多世代が交流できる場づくりや、交流機会の充実が図られています。

現状・課題

- 結いの森公園及び中央公民館「多賀結いの森」について、本町の憩いと交流・にぎわいのまちづくりの拠点として活用することが求められます。
- 公園の遊具やトイレを含め、施設を安全に利用できるよう、適切な維持管理及び更新が求められます。

基本方針

- 結いの森公園をはじめとした公園を拠点とした憩いと交流・にぎわいのまちづくりを進めます。
- 結いの森公園、多賀公園、四手公園、高取山ふれあい公園の安心・安全の向上を図ります。
- 住民ニーズや安全性などを踏まえ、公園・緑地の効率的な維持管理を推進します。

取組施策

① 公園の利活用の推進

- 結いの森公園をはじめとした公園を拠点とした憩いと、交流・にぎわいづくりを進めるために、団体と連携したイベントの企画・開催等に取り組みます。
- 公園を通じて、多様な世代の交流が生まれるよう、モルック等の軽スポーツを通じた利活用の促進を図ります。

② 公園の安全管理

- 公園の遊具・施設について、適切に点検を実施し、必要に応じて改修を行います。
- 公園の遊具・施設の適正利用の啓発を行い、利用者の安全確保に努めます。






③ 公園・緑地の整備・維持管理

- 雑草が繁茂しないよう定期的な除草作業を行い、利用者が利用しやすい公園の維持を図ります。
- ごみのポイ捨て防止、持ち帰り等利用者への啓発を行います。

成果を共有するための指標

- 多賀町の子育てに関する取組について、「子どもの遊び場」を評価できる点とした人の割合
- 「児童遊園・児童公園(地域で遊具などがあり、子どもが遊べる公園・広場)」の利用経験

第2章 生涯学習・協働

施策項目	対応する SDG s 17 のゴール
2-1 歴史・文化、芸術・伝統	
2-2 まちづくり人材育成・生涯学習	   

2-1 歴史・文化、芸術・伝統



めざす姿

先人から受け継いだ貴重な歴史的資産や文化財を守り活用する意識が根つき、行政と住民が一体となった文化財等の保護・整備・活用が進んでいます。

本町の歴史・文化・自然に関する事物・情報が適切に収集・管理され、地域振興の資源として活用されています。

現状・課題

- 町内に存在する多数の文化財の価値や魅力が地域住民に十分に知られておらず、文化財を保存・活用する意識が浸透していないことが課題となっています。また、少子高齢化などを背景にした担い手不足により、文化財の滅失や散逸が懸念され、歴史的資源の現状把握について十分とは言えない状況です。
- 文化財の保存や活用について、住民と行政がそれぞれ担うべき役割やその役割を果たす必要性や意識づけ、仕組みが整っていない状況です。
- 比較的若い世代が多い、新しい住宅街では、地域文化の継承などが難しいケースもあることが見込まれます。

基本方針

- 本町の大事な資源である文化財等の適切な保存と活用に向けた取組を進めます。
- 地域と連携し、伝統文化の次世代への継承を進めます。
- 令和4(2022)年に国指定天然記念物に指定されたアケボノゾウ化石多賀標本について、魅力の発信等に住民と共同で取り組むとともに、関連団体や各施設・学校等と連携し、本町の歴史等を学ぶ機会の充実を図ります。
- 多賀町立博物館において、実物の標本・資料を積極的に用いて、本町の歴史・文化・自然に関する展示を行います。
- 本町の地質・地形、化石・鉱物、動植物などについて、その価値を高め、保全と活用を推進します。

取組施策

① 文化財や史跡・名勝の保存と活用の推進

- 多賀町文化財保存活用地域計画に基づき、文化財と人と地域を「活かす、つなぐ、つくる、誇れる」取組を進めます。
- 文化財の一体的・総合的な保存と活用に取り組むことで、住民による文化財の掘り起こしと、文化財の保全意識の高揚を図ります。
- 敏満寺石仏谷墓跡、胡宮神社社務所庭園等の史跡・名勝について、保存管理計画書に基づいた整備・保全を推進します。
- 小・中学校の児童・生徒が地域の文化や文化財に触れ、理解を深めていく機会を創出するために、教材の開発や出前授業、課外授業を実施します。

② 伝統文化の継承

- 祭礼文化や民俗芸能を次世代へ継承するための調査に取り組みます。
- 「よびしの食」をはじめとした、本町に残る郷土料理や食文化の伝承に向けた調査を進めます。

③ アケボノゾウ化石を活用した魅力発信

- アケボノゾウ化石多賀標本の研究と産出地周辺の発掘調査を推進します。
- アケボノゾウ化石多賀標本に関する調査研究の成果や魅力を町内外に発信します。

④ 多賀町立博物館の魅力向上

- 自然・歴史・文化に関するテーマを中心に、標本・資料を活用してオリジナリティ⁴⁵の高い内容の企画展を開催します。
- 多賀町立博物館の魅力向上に向け、常設展示室のリニューアルも視野に入れた検討を進めます。

⑤ 自然に関する事物の調査研究と保全と活用の推進

- 本町に生息する希少な動植物や本町を特徴づける地質・地形、多賀町立博物館が収蔵している化石、鉱物、動植物の標本について、調査研究と保全、地域資源としての活用を推進します。

成果を共有するための指標

- 来場者の満足度(アンケートで「よかった」と答えた方の割合)
- 収蔵資料の活用が図られた割合(活用点数/整理点数)

⁴⁵ オリジナリティ：独創性。独自のもの。



2-2 まちづくり人材育成・生涯学習

めざす姿

公民館や図書館を拠点として、住民が主体的に学び、生きがいのある生活を送るとともに、学習の成果を地域に還元しています。

住民や団体との連携のもと、文化・芸術活動やスポーツに取り組む環境の充実が図られています。

現状・課題

- 今後の町の人口を展望しながら、まちづくりを進めていくには、生涯学習のもつ意義は大きく、社会状況の変化を踏まえて、更なる生涯学習施策の展開を図ることが求められます。
- 人生100年時代と言われる今日、年齢に関わらず、誰もが地域活動や文化・芸術活動、スポーツを通じて生きがいを見つけ、地域で活躍できる環境が必要です。

基本方針

- 住民、事業者、外部協力者など、まちづくりの担い手や協働の新たな主体を育成します。また、生涯学習をまちづくりに積極的に活かしていくため、住民と行政の協働・参画を重視していきます。
- 中央公民館「多賀結いの森」をはじめとした公民館や生涯学習施設の利活用を促進します。
- ニーズに応じた生涯学習講座やサークル活動のための指導者の発掘に努めるとともに、誰もが参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- 住民の生涯学習の促進に向け、関連施設への専門職の配置や職員の資質向上に向けた取組を進めます。
- あらゆる年代に応じた読書活動を推進するとともに、図書館施設の機能充実を図ります。
- 地域の特性や文化・芸術資源を活かし、住民が文化・芸術に触れる機会の創出や、主体的に活動できる環境づくりに努めます。また、スポーツ組織等との連携のもと、子どものスポーツ環境の充実やスポーツを通じた住民の交流促進、健康づくりを進めます。

取組施策

① まちづくり人材・団体の育成

- まちづくりに関わる人材や大学など外部機関と連携し、本町の歴史やまちづくりなどについて学び、自ら実践する学習・活動機会の充実と新たな仕組みづくりを推進します。

② 生涯学習施設の利活用の促進

- 中央公民館「多賀結いの森」を生涯学習の拠点に位置づけ、地域の声を活かしながら、誰もが行きたくなる魅力的な場づくりを進めます。
- 住民の多様な学習意欲に応えるため、様々な学習の場と機会の提供に取り組みます。
- 官民連携・拠点間連携を通じた「生涯学習ゾーン構想」の実現に向け取り組みます。

③ 生涯学習を通じたまちづくりの推進

- 行政と住民が思いをつなぎ合いながら、生涯学習を活かしたまちづくりを進めるため、住民向けに社会教育や公民館活動に関する研修会を開催します。
- 学習経験を活かし地域に貢献する意欲のある人材の発掘と活用のため、人材バンクの充実を図ります。
- 住民への様々な情報提供や、学習機会・メニューの提供により、生きがいづくりを支援します。
- 住民が気楽に参加でき、意見交換できる事業を開催します。

④ 生涯学習を支援する体制の充実

- 生涯学習に関する調査や研究を行い情報発信することで、住民の学習意欲の向上を図ります。
- 職員の資質向上に向け、社会教育の専門的な知識を身につける研修を行います。
- 生涯学習課、中央公民館「多賀結いの森」、あけぼのパーク多賀(博物館・図書館・文化財センター)において、職員の専門性の向上に向けた取組を進めます。

⑤ 図書館サービス及び読書環境の充実

- 移動図書館「さんさん号」の運行、図書館における大活字本・点字本・録音図書の収集など、多様なニーズに応じた図書館サービス及び読書環境の充実を図ります。
- 読書活動の促進に向けて、家庭や地域、園・学校、読書ボランティアと連携した取組を進めます。
- 新たな資料の収集の際など、住民ニーズを的確に汲み取ることで職員の育成を図ります。
- あらゆる機会を捉えて、地域に関わる資料の確保を図ります。
- 図書館資料を活かした文化活動やまちづくり活動、交流機会の充実を図ります。










⑥ 文化芸術・スポーツの振興

- 団体等と連携し、文化・芸術活動の発表の機会や場所を提供します。
- スポーツを通じた住民の健康の保持・増進や、子どもの健全育成に向けて、指導者の発掘と育成を図ります。

成果を共有するための指標

- 児童・生徒一人当たり貸出冊数(12月末時点、小・中学校 計3校合算)
- 年間の体験講座への参加率

第3章 安全・安心・健康

施策項目	対応する SDG s 17 のゴール
3-1 防災・減災	
3-2 防犯・交通安全、消費生活	  
3-3 健康・医療	
3-4 地域福祉	 
3-5 高齢者福祉	
3-6 障がい者福祉	

3-1 防災・減災



めざす姿

地域との連携により自主防災組織の機能強化や、避難行動要支援者の避難体制の確立が進められ、災害に強く、誰もが安心して暮らし続けられるまちとなっています。

民間事業者、団体、関係機関との協力体制の強化が図られ、災害時に円滑に支援を受けられる体制が整備されています。

現状・課題

- 本町は、東部に鈴鹿山脈が南北に走り、河川は鈴鹿連峰に源を発する芹川、犬上川を有しています。そのため出水期には、大雨や台風を起因した内水・外水氾濫や土砂災害が発生するおそれがあります。また、本町には活断層である鈴鹿西縁断層帯が縦断するため内陸型地震の発生と、南海トラフを震源域とする南海トラフ巨大地震⁴⁶の発生が危惧されます。これらの災害への備えとして、地域防災計画⁴⁷に基づき防災・減災への取組を実施する必要があります。
- 本町の防災情報手段として、有線放送、登録メール、NHK のデータ放送など多様化を図っていますが、それぞれが独立したシステムを形成しているため、情報受信者に格差が生じています。住民へ防災情報を迅速に伝達できる手段として、防災行政無線、登録メール、NHK のデータ放送等の冗長化を図ります。
- 避難行動要支援者の避難支援をはじめとした地域の防災組織の機能強化を図る必要があります。

基本方針

- 総合的かつ計画的な危機管理体制の強化を図ります。
- 住民の防災意識の高揚を図ります。
- 避難行動要支援者の避難体制の確立など、地域と連携した防災力の強化に取り組みます。
- 災害時の受援体制の強化に向けて、民間事業者や団体等との協定の締結を進めます。
- 町として必要な備蓄物資の確保を進めるとともに、地域及び住民一人ひとりの備蓄の推進を進めます。
- 災害時に備え、耐震化に対する支援を行います。

⁴⁶ 南海トラフ巨大地震：南海トラフは、四国の南の海底にある水深4,000m級の深い溝（トラフ）のこと。100～200年の間隔で大地震が発生しており、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）発生から70年近くが経過し、次の大地震発生の可能性が高まってきている。

⁴⁷ 地域防災計画：市町村の地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、災害応急対策及び災害復旧に関する事項別の計画等を定めたもの。

取組施策

① 危機管理及び情報伝達体制の強化、整備

- 地域防災計画、業務継続計画⁴⁸及び受援計画等の計画に基づき、災害時の初動など対応体制の強化・充実に向けた取組を進めます。
- 防災行政無線を活用し、災害時における住民への迅速で正確な情報伝達に取り組みます。
- 地震及び水害による災害リスクを総合防災マップで整理し、周知を図るとともに、住民自らが災害時における行動を判断できるような、情報発信の充実を図ります。

② 住民の防災・防火意識の向上

- 防災・減災に必要な情報の提供に取り組むとともに、住民の防災意識の高揚を図ります。
- 町のホームページ、広報及び啓発チラシ等を通じて火災予防に必要な情報提供に取り組み、住民の防火意識の高揚を図ります。

③ 地域防災力の維持・向上

- 自主防災組織との連携のもと、防災・避難訓練に取り組み、地域の自主防災組織と防災力の維持・向上を図ります。
- 高齢者や障がい者をはじめとした避難行動要支援者の安否確認や避難誘導がスムーズに行えるよう、民生委員・児童委員や自治会等の関係機関と連携し、台帳の登録や更新を行うとともに、要支援者一人ひとりの個別避難計画の作成に努めます。
- 多賀町消防団の構成年齢の維持や団員の加入促進を図り、組織機能の維持・向上に努めます。
- 自主防災組織の維持とともに、防火装備の支援強化を図ります。

④ 受援体制の強化

- 民間事業者、団体など関係機関との災害応援協定の締結に取り組み、災害時における人員、物資、役務などの受援体制を確立します。
- 災害時に円滑にボランティアを受け入れることができるよう、社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの設置訓練に取り組みます。

⑤ 備蓄物資の確保

- 災害時に被災者へ支給する食料・生活物資等の一人当たりの支給量、品目及び整備目標を定め、備蓄品の整備に努めます。
- 災害用備蓄品は、乳幼児をはじめとした子ども、高齢者、障がい者や、アレルギー対応にも配慮した備蓄に努めます。

⑥ 耐震化の推進

- 耐震診断に対する支援や、耐震改修の支援を行います。

成果を共有するための指標

- 耐震化率(昭和 56 年以前に建築された建物のうち、耐震化されたものの割合)
- 防災アプリケーションインストール数

⁴⁸ 業務継続計画：大規模災害等の発生に際し、行政そのものが被災した場合、行政機能を維持するため、どこに代替施設を設置し、限られたリソースの中でどの業務を優先すべきかを定める計画。

3-2 防犯・交通安全、消費生活



めざす姿

教育・保育施設と連携した防犯・交通安全教育に取り組むとともに、住民一人ひとりが防犯・交通安全の意識を持って行動することで、子どもや高齢者を含む誰もが安心して日々の生活を過ごせています。

複雑化する消費者問題の未然防止や早期解決に向けた相談支援や消費者教育に取り組むことで、住民の消費生活の安全が守られています。

現状・課題

- 特殊詐欺及び SNS 型投資・ロマンス詐欺等の詐欺犯罪が多様化・巧妙化しており、住民がこれらの犯罪被害者となるおそれが高まっています。犬上・彦根防犯自治会、警察及び学校と連携した防犯活動の充実が求められます。
- 高齢者の運転免許証返納や自転車通行の安全運転等を推進する必要があります。
- 県内の消費生活相談は、近年増加傾向にあり、その主なものとして SNS がきっかけの相談や、電話勧誘販売に関する高齢者からの相談、匿名・流動型犯罪グループ(トクリュウ)の関与が疑われる点検商法に関する相談があります。これらについて住民より今のところ相談はありませんが、これらの消費者トラブルが発生するおそれがあります。

基本方針

- 警察、学校と地域の連携による安全対策に取り組めます。
- 特殊詐欺にかかる啓発メールを配信し、また青色防犯パトロール車による巡回により、住民の防犯意識の高揚を図ります。
- 「子ども 110 番の家⁴⁹」の設置など、地域と連携した犯罪の抑止と子どもの避難場所の確保を進めます。
- 交通事故を防止するため、交通安全意識や交通マナーの向上に努めます。
- 有線放送を活用し、住民に対する啓発を行うとともに、滋賀県消費生活センターと連携し相談、広報、啓発に取り組めます。

⁴⁹ 子ども 110 番の家：地域の協力家庭が旗などを掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に、駆け込み、助けを求めるようにして、子どもたちを犯罪から守り、被害を最小限に止めようとする取組。

取組施策

① 学校安全対策の強化

- 犯罪や交通事故から子どもを守るため、地域と連携した防犯・見守り活動に取り組みます。
- 防犯・交通安全施設の点検、防犯カメラの設置に取り組みます。
- 遠距離通学の児童・生徒の安全な通学手段の確保のため、通学バスを運行します。
- 主要通学路の歩道部において、冬季の除雪作業に取り組みます。

② 住民の防犯意識の高揚

- 住民の防犯意識の高揚と犯罪被害の未然防止に向けて、地域安全ニュースの配布や注意喚起メールの配信に取り組みます。特に特殊詐欺については、犬上・彦根防犯自治会と連携して広域的な防犯対策を講じ、住民の防犯意識を高めます。
- 犯罪の温床となる可能性がある空き家について、住民への呼びかけにより適正管理を促すとともに、必要に応じて、特定空き家への認定等の措置を講じます。

③ 子どもを見守る活動の推進

- 子どもの犯罪被害の防止に向けて、登下校時における地域の見守り活動の実施を呼びかけます。
- 不審者情報について、「多賀町情報配信システム」を活用し、学校、地域、保護者への迅速な情報提供を進めます。
- 子どもの犯罪被害の防止に向けて、自治会を通じて「子ども 110 番の家」の登録・協力を呼びかけます。

④ 住民の交通安全意識の高揚

- 彦根警察署や彦根交通安全協会と連携をとりながら、車両啓発、街頭指導、交通安全教室、出前講座などを通して、住民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。
- 高齢者の免許返納や安全運転意識の向上に向けた啓発に取り組みます。

⑤ 消費者啓発の推進

- 有線放送を通じた情報発信に取り組み、住民意識の高揚を図り、消費生活トラブルの未然防止に努めます。
- 児童・生徒を対象に、警察等との連携のもと、詐欺被害防止にかかる啓発や、情報モラル教育を進めます。

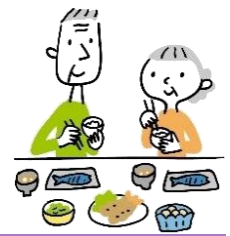
⑥ 消費者相談体制の充実

- 総務課に相談窓口を置き、滋賀県消費生活センターと連携して相談に取り組みます。

成果を共有するための指標

- 刑法犯認知件数
- 交通事故(死亡事故)発生件数
- 消費者相談件数

3-3 健康・医療



めざす姿

人生 100 年時代と言われるなかで、住民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を持って、「みんな健やか はつらつ元気 健康実感！多賀のまち」を基本理念に健康づくりに取り組んでいます。

広域での連携のもと、救急医療体制の維持が図られています。

現状・課題

- 特定健診の受診率が低下傾向となっています。また、高血圧や脂質異常症をはじめとする生活習慣病の医療費が高くなっており、住民の健康に対する意識の高揚が求められます。
- 高齢者が抱える多様な健康課題に対応し、住み慣れた地域で自立した生活ができる期間を延伸し、生活の質の維持・向上を図る必要があります。
- かかりつけ医を持っていない人等に対する情報提供方法を検討する必要があります。
- 心身の健康の増進に向けて、健全な食生活を実践することができるよう、特に若い世代に対する食育の充実が求められます。
- 生涯にわたってスポーツに親しむことのできる機会の提供と環境の充実が求められます。

基本方針

- 関係機関と連携し、健康づくりの推進体制の充実を図ります。
- すべての人が健やかで心豊かに生活できるよう、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。
- 健康な体をつくる・豊かな心を育む・食育の環を広げることを目的に、食育の推進を図ります。
- 様々なライフステージに合わせた健康づくりが行えるよう、情報提供を行います。
- 休日急病診療、二次救急などの体制整備を図るとともに、救急医療機関への正しい受診行動ができるよう、情報提供を行います。
- 個々の目的に応じた運動・スポーツ活動ができる機会を整備します。

取組施策

① 健康づくり推進体制の充実

- 各種関係団体の代表委員で構成される健康づくり推進協議会において、健康なまちづくりに向けた取組についての協議を行うとともに、運動教室や健康づくりに関する講演会等を開催し、健康に関する意識向上につなげます。

② 健康づくり活動の推進

- 「生涯を通じた健康づくり」の観点を取り入れ、食生活や運動をはじめとした生活習慣の改善について、広報等を通じた啓発活動に取り組みます。
- 健診(検診)受診の促進に取り組み、住民の健康状態の把握と健康意識の高揚を図ります。
- 健診(検診)を健康活動の第一歩と位置づけ、がん検診、肝炎ウイルス検診、特定健診、スマート健診などが同時に受けられる総合健診(検診)の推進、健診(検診)の日曜日開催など、住民が健診(検診)を受診しやすい工夫を図ります。
- 「高血圧ゼロのまち」への取組を全世代を通じて推進します。

③ 食育活動の推進

- 住民一人ひとりが食に対して関心をもち、健全な食生活を実践するとともに、地産地消や食文化の伝承を行えるよう、多賀町健康づくり推進協議会⁵⁰や健康推進協議会とともに食育活動に取り組みます。

④ 情報提供の充実

- 町のホームページ、広報など、様々な媒体を積極的に活用し、健康に関する情報を発信します。

⑤ 救急医療体制の維持及び住民への啓発の推進

- 湖東定住自立圏⁵¹推進協議会・消防救急部会等との連携のもと、救急医療体制の維持に努めます。
- 救急医療の適正利用に向けた啓発に取り組みます。
- 適切な時期に必要な医療につながるができるよう、かかりつけ医を持つことの重要性を啓発します。
- 乳幼児健診時の啓発や多賀町子育て応援ハンドブック⁵²を通じて、乳幼児の救急受診や応急処置に関する知識の普及に努めます。

⑥ 健康づくりに向けたスポーツの振興

- 本町のスポーツ関係団体の活動目的を明確にし、情報の発信と運動機会の提供を行いスポーツ活動の充実を図ります。
- スポーツ推進員を中心に、健康づくりを目的に気軽に取り組めるニュースポーツの普及を図ります。
- 楽しく運動に取り組めるきっかけづくりとして、住民の健康づくりの活動にインセンティブを与える健康推進アプリポイント事業「BIWA-TEKU」を実施し、運動習慣の定着を図ります。
- 体育館、B&G 海洋センター等、町内の運動施設について、関係機関と協議を行い住民が利用しやすい環境の整備に努めます。

成果を共有するための指標

- 生活習慣病重症化予防対象者⁵³数
- 高血圧の人の割合

⁵⁰ 多賀町健康づくり推進協議会：住民の健康に対する自覚を高め、生涯を通じた健康づくり対策を審議企画するために設置された組織。

⁵¹ 湖東定住自立圏：人口減少が進む地方圏において、圏域の各市町村の自主性を尊重しながら、中心市と周辺市町村が定住自立圏形成協定を結び、連携・役割分担を行うことで、地域の活性化をめざす取組。湖東定住自立圏は彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町で形成される。

⁵² 子育て応援ハンドブック：本町の子育て情報を集約し、子育てに役立てていただくために作成したもの。

⁵³ 生活習慣病重症化予防対象者：本町では血圧 160/100 以上、LDL180 以上、中性脂肪 300、HbA1c 6.5 以上、尿たんぱく 2+ 以上の方が該当する。

3-4 地域福祉



めざす姿

誰もが見守りや声かけなどの自分にできる福祉活動に取り組むことで、一人暮らしであっても孤立せず、安心して生活できる、温もりのある地域づくりが進められています。高齢者や障がいのある人の権利を守る体制の充実が図られています。

現状・課題

- 地域福祉を推進するために、多様な関係機関や地域団体との連携・協働が重要となります。
- 福祉に関する課題や相談内容の複雑化・多様化が進み、単独では支援が困難なケースが増加しています。8050問題⁵⁴をはじめとする複合的課題に対応するために、様々な分野の支援機関や専門機関との連携の強化が求められます。
- 民生委員・児童委員やボランティアの高齢化と担い手不足が進んでおり、担い手の負担の軽減と、地域ぐるみの支援体制づくりが重要となっています。
- 孤独・孤立の課題が顕在化しており、関係機関や住民、団体等が連携して、困ったときに声をあげられる・声をかけられる地域づくりが求められます。

基本方針

- 公共施設や道路などのバリアフリー化も含め、すべての人が安心・安全に暮らせるノーマライゼーション⁵⁵のまちづくりを進めます。
- 民生委員・児童委員等との連携のもと、地域における日頃の見守りを中心とした支え合い活動の充実を図ります。
- 複雑化・多様化する福祉課題に対応するため、関係機関との連携のもと、包括的な支援体制の構築に努めます。
- 関係機関との連携のもと、子どもや高齢者等の虐待防止に取り組むとともに、判断能力が不十分な状況にある人の権利や財産を守るための取組を推進します。
- 社会福祉協議会と連携し、生活困窮の状態にある方の自立支援に取り組みます。

⁵⁴ 8050問題：80代の親と50代の子どもで構成される世帯のように、高齢の親が子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を負う社会問題のこと。

⁵⁵ ノーマライゼーション：障がいのある人や高齢者をはじめ、だれもが安心・安全に暮らせる社会・福祉環境の整備、実現をめざす考え方のこと。バリアフリーはこれを実現するための一つの手法。

取組施策

① ノーマライゼーションのまちづくりの推進

- 公共施設や道路・交通環境などを含めた生活環境が、ユニバーサルデザイン⁵⁶の考え方のもと、すべての人にとって安全に暮らせる環境となるように、ハード・ソフト両面にわたって関係各課や民間事業者の公共的建築物の管理者などへの理解促進に努め、ノーマライゼーションのまちづくりを推進します。

② 地域における支え合い活動の推進

- 町内の団体や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等との連携のもと、一人暮らしの高齢者や子育て世帯、生活困窮者等の見守り・相談体制の充実を図ります。
- 生活支援コーディネーター⁵⁷や福祉会、自治会と連携して開催する住民福祉懇談会や、住民が集落について考える将来ビジョンの語り場など、地域のことを話しあえる多様な場づくりに取り組みます。
- 高齢者の孤立防止に向けて、民生委員・児童委員や老人クラブなどの地域団体、郵便局員や宅配業者、ガス・水道検針員等と連携を図り、声かけや安否確認の体制づくりに努めます。

③ 複合的課題に対する対応体制の強化

- 8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、複雑化・複合化する課題に柔軟に対応するため、庁内だけでなく、町内外の関係機関等との分野横断的な連携の強化に取り組みます。
- ひきこもりや心の病により支援を必要とする人たちの孤立防止や社会参加の促進に向けて、相談等を通じた実態把握や、地域や専門相談機関等と連携した対応・支援を進めます。

④ 虐待防止と権利擁護の推進

- 児童や高齢者、障がいのある人等に対する虐待や、DV⁵⁸の未然防止に向けた啓発に取り組みます。
- 虐待やDVがあった場合に速やかに専門機関につなぐことができるよう、関係機関と定期的な意見交換の場を設けるなど、連携強化に努め、虐待防止ネットワークの充実・強化を進めます。
- DV 被害者や子どもに対する支援を行うため、関係課が連携して対応できる体制づくりを進めます。
- 判断能力が十分ではない高齢者や障がいのある人などの権利擁護を推進するため、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度⁵⁹利用支援事業の普及・促進を図ります。
- 必要な人が成年後見制度を適切に利用できるよう、彦愛犬権利擁護サポートセンターと連携し、事業の充実・強化に取り組みます。

⑤ 生活困窮者、就労が困難な方への支援

- 生活困窮者に対し、社会福祉協議会と連携した自立支援に取り組みます。
- 生活困窮者の早期把握に向けて福祉事務所や関係者と連携を図るとともに、庁内における生活困窮者把握のための連携会議を定期的で開催し、支援を進めます。
- 生活困窮世帯における「貧困の連鎖」を回避する観点から、関係機関との連携のもと、子どもの学習支援等の子どもの貧困対策に取り組みます。

成果を共有するための指標

- 民生委員・児童委員の充足率

⁵⁶ ユニバーサルデザイン：バリアフリーが主に障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で用いられるのに対し、設計段階からすべての人が共通して利用できるようにデザインする考え方。

⁵⁷ 生活支援コーディネーター：地域包括ケアシステムを推進するために設けられた職種。「地域支えあい推進員」とも呼ばれ、地域の困りごとを解決するために活動する。

⁵⁸ DV：Domestic Violence の略。配偶者暴力。配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のこと。

⁵⁹ 成年後見制度：認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結等）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消す等の保護や支援を行う民法の制度。

3-5 高齢者福祉



めざす姿

高齢者の主体的な健康づくりと介護予防により、はつらつシニアが増加しています。

住民や関係機関との連携のもと、支援や介護が必要な人や認知症の人を見守り支える地域づくりが進められています。

現状・課題

- 少子高齢化、核家族化が進み、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯など、見守りや日常生活上の支援が必要な高齢者が増加しています。また、後期高齢者の増加により介護給付費や医療費の増加が見込まれるため、重度化防止等の保険者機能の強化が重要となります。
- 介護・保健・医療・福祉など、地域包括ケアシステム⁶⁰を構成する各分野において、取組の充実・強化が求められます。
- 本町にとって重要な人材であるはつらつシニアが、生きがいをもって生活できるよう、多様な場で活躍できる環境の充実が求められます。
- 自分や家族が認知症になることに不安を感じる方が5割を超えている一方で、認知症に関する理解や相談窓口、成年後見制度の周知が進んでいない状況があります。

基本方針

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの充実を図ります。
- 生活支援コーディネーターや地域のボランティアとの連携のもと、身近な地域における介護予防の通いの場やサロン活動の充実を図ります。
- 高齢者が生涯現役で地域においていきいきと暮らせるように、高齢者の社会参加と居場所を確保し、介護予防活動を推進します。
- 認知症になっても安心して生活できる地域づくりに向けて、見守りサポーターの養成等を通じた見守り活動の充実や、見守り QR の活用の促進、早期支援の充実に努めます。

⁶⁰ 地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができるよう、住まい・医療・介護サービス・生活支援・介護予防を切れ目なく一体的に提供する仕組み。

取組施策

① 地域包括ケアシステムの充実

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域包括支援センターと関係機関との連携のもと、介護・保健・医療・福祉などの必要なサービスが継続的に提供できる地域包括ケアシステムの充実を図ります。
- 介護サービスをはじめ各種のサービスや多様な社会資源を活用しながら、高齢者をとりまくネットワークの構築に取り組みます。

② 介護予防と重度化予防の推進

- 介護予防に関する知識の普及啓発を推進し、地域ぐるみ(字単位)で自主的な介護予防活動が運営できるよう支援します。
- フレイル⁶¹状態の高齢者を把握し、介護予防事業など必要なサービスを提供することで、要介護状態への移行防止を図ります。また、要介護状態になっても、できる限り自立した生活を送ることができるよう、事業所等と連携した重度化予防に取り組みます。

③ 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

- 高齢者が知識や経験、技能等を活かし地域社会で活躍できるよう、関係機関・団体との連携のもと、高齢者への多様な就労機会の提供や、ボランティア活動の参加促進に取り組みます。
- 働く意欲のあるはつらつシニアの就労促進に向けて、シルバー人材センターの運営支援を行います。
- 老人クラブ等の住民の自主的な活動を支援し、高齢者の健康増進と教養の向上、ウェルビーイングの向上を図ります。
- 住民が主体的に活動できるサークル等の設立を支援します。

④ 認知症の人を支える体制の強化

- 認知症への正しい知識・理解の普及に向けた啓発活動に取り組みます。
- 認知症サポーターの養成等を通じ、地域の見守りネットワークを強化することで、認知症の人の早期発見・早期支援に努めます。
- 認知症の症状により行方不明になる可能性がある高齢者について、早期の発見と保護が可能となるよう、多賀町見守り QR コードの利活用を促進します。
- 成年後見制度の利用促進等により、高齢者の権利擁護を図ります。

成果を共有するための指標

- 要介護認定率およびはつらつシニア率
- 認知症サポーター養成講座の開催回数および参加人数

⁶¹ フレイル：年齢とともに筋力や心身の活力が低下した、健康と要介護状態の間の「虚弱」な状態のこと。



3-6 障がい者福祉

めざす姿

障がいのある人の社会参加の障壁をなくす取組が進められ、障がいのある人が自らの能力を発揮し、生きがいのある生活を送っています。

教育・福祉・保健分野の連携のもと、障がいのある子どもや家族が安心して生活できる環境づくりが進められています。

現状・課題

- 行政機関の公的なサービスに加え、地域住民、障がい者団体、ボランティア、障害福祉サービス事業所等と連携した、地域共生社会の仕組みづくりが必要です。
- 障がい特性に配慮した情報提供や手話言語の普及など、情報の取得や意思疎通を支援する体制の充実が求められます。また、サービス利用や就労など様々な場面における合理的配慮⁶²の普及が求められます。
- 働く意欲のある人が能力を十分に発揮できるよう、多様な就業の機会を確保することが重要です。また、教育、スポーツ、文化などの様々な機会に親しむための取組も必要です。
- 教育・福祉・保健分野が連携した包括的な障がい児支援が重要です。

基本方針

- 障がいの有無に関わらず、相互の人格と個性を尊重し支えあう共生の理念の普及や、障がいや難病への理解や配慮の普及に向けた啓発を推進します。
- 事業所などと連携し、障がいのある人であっても地域で安心して暮らし続けられる環境を整備します。
- 障がいのある人が、それぞれの意思や能力に応じて、適切な就労環境を選択できるよう、職業訓練の充実や就労の場の確保に努めます。また、関係機関との連携のもと、文化、スポーツ活動等への参加支援を進めます。
- 教育・福祉・保健分野の連携のもと、障がい児への包括的な支援に取り組みます。

⁶² 合理的配慮：障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化等、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

取組施策

① 障がいへの理解促進と合理的配慮の普及

- 学校教育において、道徳教育や総合的な学習の時間を通じ、障がいに対する理解を深め、思いやりや助け合いなど福祉の心を育む教育を推進します。
- 障がいのある人が生活上必要な情報を適切に得ることができるよう、ホームページや広報紙において、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。
- 合理的配慮の普及に向けた情報提供や啓発活動に取り組みます。
- 障害者差別解消法⁶³の意義や重要性を地域住民に啓発し、差別解消につなげます。

② 安心して生活できる体制の整備

- 湖東福祉圏域での連携のもと、障がいのある人が安心して生活するための障害福祉サービスや、適切な医療・リハビリテーションの提供体制の確保に努めます。
- 湖東福祉圏域での連携のもと、権利擁護サポートセンターを中核とした成年後見制度の利用促進と障がい者の権利擁護を推進します。

③ 社会参加・就労支援の推進

- 事業所等と連携し、職業訓練や就労支援の充実、日中活動の場の確保・提供を図ります。
- 障がいのある人が地域で充実した生活を送れるよう、文化、スポーツ、レクリエーション活動への参加を支援します。
- 障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に取り組みます。

④ 障がい児への支援の推進


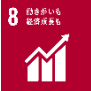












- 特別支援教育を通じて障がいのある児童・生徒に適した指導と支援を提供します。
- 医療的ケア児等の専門的な支援ニーズについて、広域での連携のもと、サービスの提供体制の確保に努めます。

成果を共有するための指標

- 法定雇用率の達成企業の割合
- 福祉施設から一般就労への移行者数

⁶³ 障害者差別解消法：正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障がいを理由とする差別の解消に関する基本的な事項や、国の行政機関や地方公共団体等、民間事業者における障がいを理由とする差別を解消する措置などを定めた法律。

第4章 環境・コミュニティ

施策項目	対応するSDGs 17のゴール
4-1 人権・平和、男女共同参画	   
4-2 地域社会・コミュニティ	 
4-3 多文化共生	 
4-4 地球環境・資源循環	     

4-1 人権・平和、男女共同参画



めざす姿

地域や学校、職場などの様々な場所において、一人ひとりの人権や個性が尊重され、差別やいじめ、ハラスメントのない明るいまちを築いています。

住民の誰もが平和の尊さ、平和を守ることの大切さを認識しています。

現状・課題

- SNS による誹謗中傷など、インターネット上の人権侵害が社会問題となっています。
- 地域や学校、職場や家庭など、あらゆる場において人権推進や男女平等、男女共同参画の意識づくりが求められます。
- ジェンダー⁶⁴平等への理解とともに、LGBTQ⁶⁵など性的マイノリティの方への正しい理解の普及が求められます。
- DVをはじめ、ハラスメント、性犯罪等、あらゆる暴力を予防するために、住民の認識を高める意識啓発や予防啓発を引き続き行う必要があります。

基本方針

- 同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などに対する差別、性的指向・性自認などを理由とした差別、いじめなど、あらゆる差別や人権侵害を許さない地域づくりを進めます。
- 雇用や就労の場における差別の防止に向けた取組を進めます。
- 平和の大切さを訴える催し物やその広報を通じて、平和意識の高揚を図ります。
- 地域や学校、職場や家庭など、あらゆる場における男女共同参画意識の向上や主体的な参画を推進します。
- 女性が自分らしく仕事や地域活動の場において活躍することができる環境づくりに取り組みます。
- DV及びハラスメントの防止に向けた啓発を行うとともに、専門機関と連携した被害者などへの相談・支援に取り組みます。

⁶⁴ ジェンダー：男性・女性であることに基づき定められた社会的属性や機会、女性と男性、女兒と男児の間における関係性、さらに女性間、男性間における相互関係。

⁶⁵ LGBTQ：性的マイノリティの代表的な呼び方で、Lesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシャル）、Transgender（トランスジェンダー）、Questioning（クエスチョニング）の略。

取組施策

① 住民の人権意識の高揚

- すべての人の人権が守られる社会の実現に向けて、人権懇談会、町民のつどい、人権リーダー研修会等を開催し、人権意識の高揚と、リーダーとなる人材の育成を図ります。また、これらで修得された意識が、各種団体、職場、自治会等へ浸透されるような取組に努めます。
- 近年問題となっている、インターネット上における誹謗中傷等の人権侵害の防止に向けて、学校と連携した人権教育や、インターネット・SNS の適正利用に向けた啓発に取り組みます。
- 学校におけるいじめの未然防止に向けて、人権教育に取り組みます。

② 事業所への人権啓発の推進

- 雇用や就労の場における差別の防止に向けて、従業員 20 名以上の企業に対して、事業所内公正採用選考・人権啓発担当者の設置を依頼し、事業主と担当者への研修、企業訪問を実施します。

③ 平和意識の高揚

- 恒久の平和を実現するため、平和意識の高揚を図ります。
- 社会福祉協議会と連携しながら、平和啓発事業を推進します。

④ 男女共同参画についての理解・意識づくり

- 固定的性別役割分担意識にとらわれず、家庭や地域、社会で活躍できる男女共同参画社会を実現するため、広報やホームページ、研修会や講演会など様々な方法で、男女共同参画の重要性や必要性について、広報・啓発を行うとともに、教育・保育機関と連携した教育に取り組みます。
- 教育・保育機関と連携した人権教育に取り組み、LGBTQ など性的マイノリティの方に対する差別・偏見の解消に努めます。

⑤ 女性活躍の推進

- 地域活動における女性活躍の推進に取り組みます。
- 本町における政策・方針決定課程への女性参画の促進に向けて、策定委員会等の委員に占める女性割合の引き上げを意識しながら、積極的に女性の登用を図ります。
- 仕事と子育ての両立支援として、多様なニーズに対応できる保育サービスの提供に努めます。
- 結婚や子育てで一度は退職した女性の再就職に関し、県の相談窓口等の情報提供を行います。

⑥ DV 及びハラスメントの防止

- 夫婦や恋人間における DV に関する相談に対し、滋賀県配偶者暴力相談支援センター等との関係機関と連携を図り、早急な対応がとれる体制づくりを進めます。
- 地域や職場におけるハラスメントの防止に向けた啓発に取り組みます。

成果を共有するための指標

- あらゆる人権問題の解決に関心のある人数
- 人権研修への参加割合
- えるぼし認定企業(累積)

4-2 地域社会・コミュニティ



めざす姿

住民による自主的なまちづくり活動が行われるとともに、多様な主体が参画することで、地域課題の解決や、本町の魅力の向上が図られています。

現状・課題

- 住民主体のまちづくりを基本に据えつつも、多様な団体や NPO 法人等との連携による自治・コミュニティを支える仕組みづくりが必要です。
- 近所付き合いの希薄化や価値観の多様化に伴い、地域活動や自治会活動への関心の低下が懸念されます。地域が主体となってまちづくりに取り組み、地域課題を解決できるよう、人材の育成を支援する必要があります。
- 人口減少や少子高齢化の進展により、地域活動の担い手不足やコミュニティ機能の低下が懸念されます。コミュニティ機能の維持のためにも、若い世代を中心とした定住・移住施策に引き続き取り組むことが求められます。

基本方針

- 地域コミュニティの維持向上につながる活動支援の仕組みをつくとともに、地域コミュニティの主体的な取組を支援します。
- 住民が集まって地域のことを知る機会や課題を話し合う機会を支援するなど、地域コミュニティの連携を促進していくための仕組みをつくります。
- 住民が住み続けるための支援や、町外からの移住の受け入れ、移住後の支援により、人口減少の抑制を図ります。

取組施策

① まちづくり活動の支援推進

- NPO 法人おおたき里づくりネットワークをはじめとした NPO 法人や団体と連携し、地域課題の解決を図ります。
- NPO 法人や団体が行う、地域資源の発見・活用、健康づくり、交流等の多様な取組を支援します。
- 地域住民の自主的な活動を支援するため、効果的な施策を実施し、活性化を図ります。
- 地域コミュニティと行政の間で、双方を支援する中間支援組織との連携・協働を推進します。

② 住民との協働の推進

- 地域間のネットワークの強化に向けて、地域づくりについて住民と意見交換する機会を設けます。
- 地域のコミュニティ機能の維持に向けた人材育成に取り組みます。
- まちづくりに関する計画を策定する際には、ワークショップや座談会、パブリックコメントの実施等により、住民意見の聴取に努めます。
- NPO 法人が取り組んでいる高齢者の移送・買い物支援を含め、地域との協働による課題解決を図るとともに、活動への支援に取り組みます。
- 「ふるさとワーキングホリデー」の実施により、交流人口や関係人口⁶⁶といった新たな視点で本町のまちづくりや魅力づくりに関わる方、本町に関心がある方を増やす取組を進めます。

③ 定住対策の強化

- 地域のコミュニティ機能や、活力の維持に向けて、定住人口の増加につながる結婚支援や移住支援に取り組みます。

成果を共有するための指標

- 自治会加入率
- 移住者数

⁶⁶ 関係人口：住んでいる場所に関わらず、何らかの形でまちと関わり、まちづくりを応援する人々の総称。

4 - 3 多文化共生



めざす姿

小・中学校等において、グローバル化に対応できる、広い視野と見識をもった人材育成が進められています。

多様な文化に触れることで互いの理解を深めあう、多文化共生の地域づくりが進められています。

現状・課題

- 滋賀県の外国人人口は令和6(2024)年には4万人を超え過去最多となり、県全体の人口の約3%が外国人となっています。労働人材の不足が全国的に課題となるなか、外国人住民の役割は重要なものとなっており、ともに支え合う意識を持つことがますます必要となっています。
- 他の地域の文化を体験する機会や、多文化共生社会の実現に向けた交流事業が少ない現状があります。

基本方針

- グローバル化に対応できる広い視野と見識を持った人材育成に努めます。
- 異文化を理解し、文化の違いを尊重する多文化共生の地域づくりに向けた取組を進めます。

取組施策

① グローバル人材の育成

- グローバル化に対応できる人材の育成に向け、幼小中一貫の外国語(英語)教育に取り組みます。
- 学校における外国語の指導力の向上に向け、ALT(外国語指導助手)の配置に取り組みます。

② 多文化共生の推進

- 住民や企業を対象に、諸外国の社会・歴史に関する研修会や講座を実施し、互いの文化の違いを理解し合い、地域社会の構成員として共生しようとする人権感覚の向上を図ります。
- 外国につながるのある子どもやその保護者等が円滑に子育て支援や教育・保育等が利用でき、必要な支援が受けられるよう、保護者や教育・保育施設等に必要な支援を行います。
- 国際教育の充実に向け、小・中学生を対象に国際理解プログラムの出前講座を活用し、多文化共生社会を築くための国際理解教育を推進します。
- 外国人が地域で生活する上で重要なマナーや、ゴミ出し等のルールに関して情報提供に努めるとともに、外国人住民の相談支援に取り組む「しが外国人相談センター」の周知に取り組みます。

成果を共有するための指標

- 多言語対応をした取組数

4-4 地球環境・資源循環



めざす姿

住民一人ひとりが本町の豊かな自然環境を守る意識を持ち、協働による環境保全活動が進められています。

住民、事業者、行政が一体となり、ごみの減量や再資源化など、低炭素社会の実現に向けた取組を進めています。

現状・課題

- ごみのポイ捨てや不法投棄等の環境問題が依然として残っており、住民一人ひとりの意識の向上とともに、監視体制の充実が求められます。
- ごみの分別、減量化に向けて取り組んでいますが、ごみの排出量は減少しておらず、ごみの処理には多額の費用を要しています。家庭、事業所でのごみの減量化や再資源化について引き続き取り組む必要があります。
- 地球温暖化による自然環境や生活への影響が深刻化する中、住民一人ひとりが生活スタイルの見直しや自然環境保全などに取り組むことが求められます。

基本方針

- 住民や関係団体との連携のもと、本町の豊かな自然資源を守るための取組を進めます。
- 住民による自主的な清掃活動等の促進を図るとともに、大型ごみ等の不法投棄対策に取り組めます。
- ごみの不法投棄対策に取り組むとともに、住民、事業者、行政が一体となって、ごみの減量化と再資源化をめざします。
- 多賀町地球温暖化対策実行計画に基づき、引き続き二酸化炭素の削減に取り組めます。
- 教育機関と連携し、次世代への環境学習に取り組むとともに、環境保全に携わる人材の育成を進めます。
- 自然の大切さや環境保護の重要性など、環境について広く関心をもってもらうきっかけとなるよう環境情報の提供や、啓発を推進します。

取組施策

① 自然環境の保全

- 住民や関係団体の協力のもと、川や里の保全活動に取り組みます。
- 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の推進を図り、健全な農地を維持します。
- 動植物の保護に向けて、有害な外来生物の駆除・防除を推進し、現状維持に努めます。

② 生活環境を守るための取組

- 県と連携を図り、事業所から出る排水の適正管理・指導を行うとともに、水質調査を実施します。
- 住民・関係団体・事業所等による自主的な清掃活動の促進を図ります。
- 監視カメラの設置やクリーンパトロールの実施等により、ごみの不法投棄の未然防止に努めます。

③ ごみの減量と資源化の推進

- リサイクル活動の推進とごみの分別による資源化、減量化を進めるため、啓発活動、情報提供を推進します。
- 食品ロス対策として、家庭で余っている食べ物を持ち寄り、地域の福祉団体等に寄付を行うフードドライブを実施し、ごみの減量化を図ります。
- 各家庭でも簡単にできる「ダンボールコンポスト」の普及に向けた活動に取り組み、ごみの減量と生ごみの堆肥化を図ります。

④ 地球温暖化対策の推進

- 公共施設における省エネ化の導入に努めます。
- 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に沿って、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

⑤ 環境学習・環境活動の推進

- 自然の大切さや地域の環境保全について関心を持ってもらうきっかけとなるよう、小学生を対象とした環境学習を実施します。
- 様々な生き物や自然環境をテーマとした観察会を開催し、地域の自然に対する理解促進と環境保全意識の高揚を図ります。
- 環境保全活動等の表彰制度を創設するほか、環境基本計画を推進するための人材を育成します。

⑥ 環境情報の提供

- ごみの量の見える化を図るなど、できるだけわかりやすい情報を提供します。
- 国・県・団体が開催する環境イベントや、町内の各種団体による環境活動についての情報発信に取り組みます。

成果を共有するための指標

- 住民一人あたりのごみ(燃やすごみ)の排出量

第5章 まちの活力

施策項目	対応する SDG s 17 のゴール
5-1 農業	   
5-2 林業	   
5-3 商工業	  
5-4 観光	  
5-5 中心市街地	 
5-6 就労	 
5-7 産業団地・新産業	 

5-1 農業



めざす姿

米、そば、にんじん、シャインマスカット等の本町の特産品が町内外の多くの人に親しまれています。

従業者や関係機関との連携のもと、安定的な農業運営と農地の保全、人材の確保・育成、農業経営の安定化が図られています。

現状・課題

- 農業者の高齢化や離農者の増加、後継者の不足などにより、安定的な農業運営や健全・適正な農地の維持が困難となり、遊休農地も増えています。食料供給という本質的な機能だけでなく、国土の保全や水源の涵養、自然の保全、ふるさと景観の形成など、農業・農村が有する多面的で重要な役割を継承していくため、農業の維持・活性化に向けた可能性を追求していく必要があります。
- 高齢化等による担い手不足・世代交代が予想されることから、耕作農地の遊休農地化を防止する取組が重要です。

基本方針

- 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画を策定し、農地の適正利用や有効活用、担い手の確保、担い手への集積を推進します。
- 遊休農地の発生防止に取り組むとともに、農業用ため池の適切な維持管理を推進します。
- 農業の人材育成と経営の安定化に向けた支援に取り組めます。
- 農業所得の向上をめざし、「環境こだわり米」や使用する肥料を厳選した「特別栽培米」などの米、そば、にんじん、シャインマスカット等の特産物の振興と6次産業化⁶⁷を推進します。
- 教育・保育施設等と連携し、地産地消と食育に関する取組を進めます。
- 野生獣による被害防止対策の充実・強化を図り、農産物被害の軽減に努めます。また、集落と協働で獣害⁶⁸に強いまちづくりを推進します。

⁶⁷ 6次産業化：農業などの第1次産業とこれに関連する加工・販売等の第2次・第3次産業の事業の融合等により、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

⁶⁸ 獣害：サル、シカ、イノシシなどの野生動物によって被る農林水産物の食害や猛獣による人への加害。本計画では鳥害も含む。

取組施策

① 農地の保全・適正利用（遊休農地の発生抑制）と集積・集約の推進

- 地域ぐるみで行う農地や農業施設の保全活動、田んぼや水路の生物調査、農道法面に花を植える活動などを支援し、農地の持つ多面的機能の発揮を促進することで、良好な地域社会の維持及び形成を図ります。
- 農業委員会の農地パトロールなどにより、遊休農地面積の増加の抑制を図ります。
- 適切な担い手への農地の集積を進め、集積率の向上を図ります。
- 農業生産条件の不便な中山間地域等において集落等を単位とする農用地の維持・管理にかかる活動を推進し、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図ります。
- 各集落における地域計画の見直し、その実行に対する支援を行います。

② 生産基盤の充実

- 農業用施設の整備や適正な維持管理を支援します。
- 農業用ため池の適切な維持管理を推進します。

③ 人材の確保・育成及び農業経営の安定化の支援

- 高齢化等による担い手不足・世代交代が予想されることから、認定農業者⁶⁹の確保に努めます。
- 農業後継者の確保を目的に、人材の育成と農業者の支援を図ります。
- 農業者の経営の安定を目的に、農作物の生産振興、米の需給調整の推進を行います。

④ 特産物の振興と6次産業化の推進

- ふるさと納税やメディアを活用して特産物のPR戦略を推進します。
- 「環境こだわり米」等の米、多賀そば、多賀にんじん、桃原ごぼう、シャインマスカット等の特産品の栽培面積の維持拡大を図ります。また、特産物振興連絡協議会⁷⁰を通じて、特産物の振興事業を実施し販売促進を図るとともに、加工事業等との連携のもと特産品を活用した商品開発に努めます。
- 特産物の栽培にあたり、化学合成農薬等の削減など、地球温暖化防止や生物多様性保全など自然環境の保全に資する農業活動を促進します。

⑤ 地産地消と食育の推進

- 給食献立検討委員会や生産者と情報を共有し、学校給食における地産地消を推進します。
- 教育・保育機関との連携のもと、食育だより等を配布し、家庭における食育の推進を図ります。

⑥ 獣害対策の推進

- 野生鳥獣による被害を減少させるため、彦愛犬鳥獣被害防止計画に基づき、総合的な被害防止対策を実施するほか、シカ・イノシシ・サル の 個 体 数 の 調 整 を 行 い ま す 。
- 獣害防護柵の設置等に要する経費の一部を補助します。

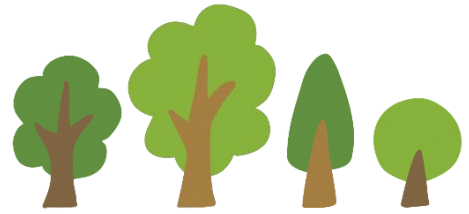
成果を共有するための指標

- 遊休農地面積

⁶⁹ 認定農業者：「農業経営基盤強化促進法」に基づき、5年後を目標とした「農業経営改善計画」で市町村によって認定された農業者。地域の中心的担い手。

⁷⁰ 特産物振興連絡協議会：本町の特産物の振興について協議するために設置された組織。

5-2 林業



めざす姿

森林が適正に管理され、多面的機能を発揮し、自然災害に強い森林となっています。
持続可能で豊富な木材の生産が可能な森林として育てられています。

現状・課題

- 木材価格の低迷や後継者不足などにより森林所有者の林業への関心が低下しており、森林の育成はもとより、場所の把握すらされず、放置された森林の荒廃が進んでいます。
- 木材の利用形態が大きく変わり、従来の加工施設しかもたない本町の製材業が衰退し、本町内での森林資源循環が不可能になりつつあることから、新たな循環の仕組みを創り出す必要があります。
- 森林の大切さや魅力、木材利用の効果や地産地消の意味などの理解が不十分であり、様々な協力や支援が広がっていない現状があるため、町内外へのPRの強化が必要です。

基本方針

- 森林は、個人の財産であるとともに、災害防止などの公益的機能をもつ公的財産でもあることから、適正管理に向けた支援に努めます。
- 林業を営む上で必要な路網や施設等の維持管理に取り組みます。
- 森林を健全に保ち、多面的な機能を高めるために必要な間伐等を推進します。
- 獣害被害は森林の有する多面的機能へも影響を及ぼしており、対応の強化に努めます。
- 植林・育林・伐採をサイクルとする持続可能な林業経営を支援するとともに、木材の消費拡大を進めます。
- 本町の森林や木材について、住民をはじめ多くの人に関心をもってもらうため、普及啓発を推進します。

取組施策

① 森林境界の明確化と経営管理の推進

- 放置林による所有者不明を未然に防止するため、森林所有者と森林境界の明確化を進めます。
- 民有林の森林経営管理について、現状の把握や森林所有者の意向調査を進め、適正な管理が行われる方策を検討します。

② 林業基盤の整備

- 森林管理や林業に不可欠な路網や施設について、新設や維持管理を進めます。

③ 間伐等森林整備の推進

- 森林を健全な状態に保つために必要な間伐などの森林整備や伐採跡の植栽などを推進します。

④ 獣害対策の推進

- 造林木への食害や剥皮害などの深刻な被害に加えて、下層植生の消失などによる土壌流出など森林の有する多面的機能へも影響を及ぼしている獣害について、総合的な被害防止対策を推進します。
- 関係機関との連携のもと総合的な被害防止対策を推進します。

⑤ 新たな木材産業の確立と消費拡大の推進

- 本町内での森林資源循環をめざす取組を推進します。
- 新たな木製品の開発や販売戦略の検討などを支援します。
- 町産木材消費につながる支援を行います。

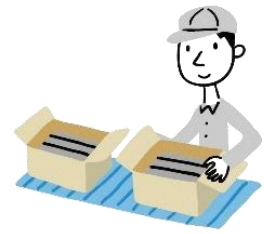
⑥ 森林、林業、木材産業に関する普及啓発

- 本町の森林、林業、木材産業について、普及啓発を行うためにイベントを開催するほか、森林・林業体験施設である高取山ふれあい公園の運営や各種関係団体の活動を支援します。
- 新しい流通による活性化をめざし、令和2(2020)年に設立された多賀森林循環事業協同組合との連携のもと、原木土場の運営や製材業務、加工業務等に取り組みます。

成果を共有するための指標

- 多面的機能の発揮が期待される森林の面積

5-3 商工業



めざす姿

中心市街地をはじめ、本町における商工業・集客機能が充実し、まちににぎわいがあり、消費者・商工業者が満足しています。

現状・課題

- 商工会や金融機関と連携した創業支援や事業承継への支援が求められます。
- 地元企業における人材確保が課題となっています。
- 空き店舗の増加防止と利活用の促進が求められます。

基本方針

- 多賀町商工会への支援などを通じ、企業の経営基盤の強化や、人材不足の解消を図ります。
- 商工業のにぎわいを創出するために、新規開業者を支援し、地域全体の活性化と特色あふれる地域づくりを図ります。
- 空き家・空き店舗を活用し、商業機能としての継続・拡大を図ります。
- 多賀町商工会や多賀門前町共栄会などの団体交流を促進し、異業種間のつながりを深めます。

取組施策

① 多賀町商工会との連携強化

- 多賀町商工会のもつ専門性の高い知識と指導力を活かし、経営指導や融資斡旋、研修など、本町の企業支援を強化します。
- 多賀町商工会との連携を強化し、事業者の状況把握に努めるとともに、人材確保に向けた取組を行います。

② 新規開業や事業承継への支援の推進

- 商工会や金融機関と連携した創業支援等に取り組みます。
- 多賀町がんばる商店応援補助事業⁷¹などにより、新規開業者を支援します。
- 庁内に創業支援の相談窓口を設け、商工会等の支援機関の紹介を行います。
- 町内の関係者に対し事業承継支援の周知を図るとともに、事業承継マッチングプラットフォームの利活用の促進を図ります。

③ 空き店舗対策支援

- 特定創業支援事業について、空き家・空き店舗を活用した創業に意欲をもった人が、利用しやすい制度への改善を図ります。
- 関係団体や民間事業者と連携し、空き店舗の活用方法についての検討や活用促進を図ります。

④ 産業間の連携強化

- 商工業と農林業、観光関係の連携を強化します。

成果を共有するための指標

- 商工事業所数および従事者数
- 創業および事業承継件数

⁷¹ 多賀町がんばる商店応援補助事業：本町で新たに事業を始めようとする人や既存商店の魅力ある店づくりを支援する事業。

5-4 観光



めざす姿

本町独自の自然遺産等を活用した観光振興や、広域との連携による観光誘客が図られ、本町への観光客やにぎわいが増加しています。

現状・課題

- 令和5(2023)年の県内の観光入込客調査(拠点別)では、多賀大社は約 180 万人と県内2位となっています。一方で、多賀大社以外の集客が乏しく、周遊性の向上や消費額の確保が課題となっています。
- 愛知・犬上の観光施設全体で年間約 3,500 名の方がボランティアガイドを利用している状況であり、観光ガイドの役割は観光資源の価値を高めることから、人材の発掘と育成が求められます。
- 河内風穴等の自然遺産や、本町の永い歴史とそこに息づく生活文化等から表れる景観は、大きな資産であり、改めて評価する必要があります。
- 絵馬通りの歴史ある景観・街並み整備や、各集落・田園の景観等の空間資源を再評価し、地域の活力につなげていく必要があります。

基本方針

- 滋賀県内外におけるPR強化に取り組みます。
- 快適な観光周遊環境の整備を図り、入込客数の増加と滞在時間の延長をめざします。
- 広域連携の促進や、町内の観光ネットワークの強化による誘客促進を図ります。
- イベントなどを通じて、観光ガイド等の新たな人材の発掘と育成を図ります。
- 本町独自の自然遺産等を活用した観光振興に取り組みます。

取組施策

① 観光情報の発信強化

- 多賀観光協会のホームページや公式 SNS を通じた観光情報の発信の強化に努めます。
- 近隣市町で構成する広域観光協議会などで実施する誘客促進事業に参画し、広域での連携による誘客を図ります。

② 周遊環境の整備

- 観光案内標識や駐車場・トイレなどの環境整備に取り組み、観光客にとって快適な観光地づくりに努めます。
- 新たに整備される交通網を活かした誘客促進などについて、関係機関と協議します。
- 無料 Wi-Fi 環境の整備を支援します。

③ 地域資源を活かした観光ネットワークの強化

- 河内風穴等の本町の魅力的な資源を洗い出し、周遊性を確保し、滞在時間の延長を図ります。
- 歴史的資源、伝統行事、豊かな資源などの観光資源をつなぎあわせ、観光地としての魅力の向上を図ります。
- 多賀観光協会が行う周遊促進事業を支援します。

④ 観光ガイドの人材・団体の育成

- 観光ボランティアガイドの育成、生涯学習や学校教育における地域の歴史文化や自然環境の学びの場づくり、大学の実習の誘致等を通じて、官民共働による文化観光の推進を図ります。
- 観光ボランティアガイドの新たな人材の発掘を図るとともに、ガイドとしての質を高め、団体としての自立をめざします。

⑤ 多賀エコミュージアム構想の推進

- 町立博物館をコア・スポットとし、アケボノゾウ化石多賀標本産出地や河内風穴などをサテライト⁷²・スポットとした、エコミュージアム構想に基づく本町独自のモデルツアーを企画します。

成果を共有するための指標

- 観光入込客数の増加率(前年度比)

⁷² サテライト：衛星のこと。ここでは中心（コア）の周辺に配置された施設・拠点のこと。

5-5 中心市街地



めざす姿

多賀大社を核とした中心市街地に県内外から人が集まり、にぎわいが生まれています。
空き家・空き店舗を活用した創業支援等により、中心市街地の魅力が向上しています。

現状・課題

- 多賀スマートインターチェンジの開通により県内外から本町の中心市街地へのアクセスが向上しており、これを契機とした中心市街地のにぎわいづくりや魅力の向上が求められます。
- 多賀スマートインターチェンジの開通や、今後の国道8号バイパス道路の整備により、通勤時間帯における渋滞の解消等の効果が期待される一方、今後、周辺地域の土地利用等への影響も想定されることから、開発の在り方など、地域住民との意思疎通や合意形成を進める必要があります。
- 中心市街地における空き家や空き店舗の増加防止と、利活用の促進が求められます。

基本方針

- 空き家・空き店舗を活用し、商業機能としての継続・拡大を図ります。また、既存の商店が空き店舗とならないよう、後継者の育成などに取り組みます。
- 多賀スマートインターチェンジの開通を踏まえたトライアングル構想⁷³の取組を進めます。
- 中心市街地のにぎわいづくりに向けた事業承継支援に取り組みます。
- にぎわいづくりに必要な仕掛け、イベント、人材育成を図ります。

⁷³ トライアングル構想：平成24年3月策定の「多賀町都市計画マスタープラン」において提唱された、多賀大社前駅、多賀大社、多賀サービスエリア（エクスパーサ多賀）をつなぐエリアの活性化を主軸に、地域産業の振興を目的としたまちづくり構想。

取組施策

① 中心市街地の魅力の向上

- 特定創業支援事業について、空き家・空き店舗を活用した創業に意欲をもった人が、利用しやすい制度への改善を図ります。(※再掲)
- 公共交通利用者の誘導など、交通拠点と中心市街地のネットワークの強化を図ります。

② トライアングル構想に係る取組の推進

- 多賀大社、多賀サービスエリア(エクスパーサ多賀)・スマートインターチェンジ、多賀大社前駅で囲まれたエリアを、本町の象徴的な場所「トライアングル構想」として観光周遊性を高め、にぎわいや活気を生み出す取組を引き続き進めます。
- 近江鉄道多賀大社前駅コミュニティハウスや駅前周辺の利便性・魅力向上を図ります。

③ 事業承継支援

- 中心市街地の関係者に対し、事業承継支援の周知を図ります。

④ にぎわいの仕掛けづくり

- 多賀観光協会のホームページや公式 SNS を通じた観光情報の発信の強化に努めます。(※再掲)
- 多賀観光協会が行う周遊促進事業を支援します。(※再掲)
- 各種団体や地域などが自立して、にぎわいの仕掛けづくりに取り組むことができるよう、情報提供などの支援を推進します。
- 門前町の空き家などを活用し、文化財を保存・活用するための拠点施設の整備を行います。

成果を共有するための指標

- 地区計画の策定・改訂に伴う宅地造成件数
- 多賀スマートインターチェンジ利用台数

5 - 6 就労



めざす姿

誰もがいきいきとやりがいをもって働いています。

就労にブランクのある人や高齢者、結婚・子育てを経て再就職を希望する女性など、多様な人材が地域で活躍することができています。

現状・課題

- 人口流出の抑制や若者世代の定住促進に向けて、雇用の場を確保するため、企業誘致や起業後のフォローアップも含めた起業者への支援などの取組が必要です。
- 人材不足が深刻化するなか、企業と求職者の需要と供給のマッチングを図ることで、町内における就業を促進していく必要があります。
- 定年退職後の高齢者や、再就職を希望する女性など、それぞれの希望に応じた就労を叶える支援が求められます。
- 雇用環境が厳しい氷河期時代に就職活動を行い、今も不安定な仕事に就いている方や、就職にブランクがある方等含め、生活や収入の安定化に向けた支援が求められます。

基本方針

- 就職にブランクがある方や不安定な仕事に就いている方に対し、ハローワーク等と連携した支援に取り組みます。
- 本町での就業を希望する人や就職に困難を抱える人の実情に対応し、地元就労の機会の拡充に努めます。
- 多様な人材が地域で活躍できるよう、商工会等と連携した魅力的な職場づくりや、柔軟な働き方ができる環境づくりに取り組みます。

取組施策

① 就労支援の充実

- 就労への困難や課題を抱える相談者を各支援機関へスムーズにつなげられるよう、就労相談窓口を設置します。
- 彦根地区雇用対策協議会等が行う企業説明会などの周知に取り組みます。
- 産業環境課に創業相談窓口を設け、創業支援を行う支援機関の紹介等に取り組みます。

② 地元雇用の促進

- 地元事業者や本町に立地する大規模事業者等に対し、地元雇用の促進に向けた呼びかけを行います。
- 地元企業、立地企業へ訪問やチラシ配布などにより、働き方改革⁷⁴の周知・啓発を図り、魅力ある職場づくりへの情報提供・仕組みづくりを支援します。

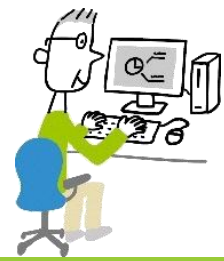
③ 働き方改革の推進

- 市内の働き方が、地域企業のロールモデルとなるよう、市内業務の効率化を図るとともに、育児休暇の取得促進や短時間勤務制度の活用など、子育て世代を中心としたワーク・ライフ・バランスの確保を図ります。

成果を共有するための指標

- 就労者数

⁷⁴ 働き方改革：一億総活躍社会実現に向けた、労働環境を大きく見直す取組のこと。労働人口の減少、長時間労働や過労死問題を受け、「労働時間の長時間化の是正」「正規・非正規の不合理格差の解消」「柔軟な働き方の実現」を三本柱とする。



5-7 産業団地・新産業

めざす姿

多賀スマートインターチェンジの開通による交通利便性の向上を活かし、活力のある産業や、安定的な雇用の創出が図られています。

現状・課題

- 多賀スマートインターチェンジの完成により高速道路へのアクセスが強化され、物流の円滑化による生産性の向上とともに、スマートインターチェンジ周辺地域での企業誘致が期待されます。
- 本町には、びわ湖東部中核工業団地、多賀工業団地、多賀第2工業団地、中川原工業団地の4つの工業団地があり、令和3(2021)年1月時点では21社が操業しています。本町の財政運営は法人税収に大きく依存している状況であり、安定的な税収の確保に向けた産業振興が重要です。
- 住民アンケートでも、「誰もが住み続けたい、子どもたちが帰ってきたいまち」であるために重要なこととして、「活力のある産業や働く場がある」が挙げられています。また、産業振興に重要なこととして、中小事業者等の活性化や企業誘致、起業支援等が多く挙げられています。

基本方針

- 多賀スマートインターチェンジの開通や、今後の国道8号バイパス道路の整備を見据えた産業の振興に向け、新たな産業用地の確保について検討します。
- 多賀町商工会などの団体交流を促進し、異業種間のつながりを深めます。
- 特産品を活用した商品化に向けて人材を発掘し、支援します。

取組施策

① 新たな産業用地の確保と既存の産業用地の有効活用

- 新たな産業用地の確保について検討します。
- 県などと連携し、企業誘致や既存企業の定着を図るため、滋賀県産業立地推進協議会の研修会等に参加し、情報収集を行います。

② 産業間の連携強化

- 商工関係と農林観光関係の連携強化に向けた、異業種間での情報交換会等を開催します。

③ 創業の支援

- 多賀町ががんばる商店応援補助事業により新規開業者を支援し、地場産品を活用した商品開発を促進します。
- 関係団体との連携により、創業支援の強化や充実について検討します。

成果を共有するための指標

- 産業団地(進出)の相談件数
- 新規創業者数

第6章 都市基盤・住環境

施策項目	対応する SDG s 17 のゴール
6-1 公共交通	11 住み続けられるまちづくりを
6-2 上水道・下水道	6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを
6-3 道路	11 住み続けられるまちづくりを
6-4 河川	2 削減をゼロに 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を
6-5 景観	11 住み続けられるまちづくりを
6-6 住宅・住環境・空き家	11 住み続けられるまちづくりを

6-1 公共交通



めざす姿

誰もが利用しやすい公共交通網が構築され、住民が安心して暮らしています。

現状・課題

- 住民アンケート調査では、公共交通や買い物の利便性に関する評価は厳しいものとなっており、暮らしの困りごととして指摘されています。
- 本町は自動車が主な交通手段となっていますが、今後、後期高齢者の増加に伴い運転及び移動が困難となる方(交通弱者)が急増する懸念があります。中でも、大滝地区等の公共交通の利用が不便な地域の移動手段の検討が求められます。
- 現在運行中の路線バス等の公共交通について、持続可能性を高めるために住民の利活用の促進に取り組むとともに、広域的な公共交通ネットワークを維持するため、近隣市町との連携が求められます。

基本方針

- 交通弱者が移動しやすい公共交通の取組を推進します。
- 公共交通の確保・維持に取り組めます。
- 広域的な公共交通ネットワークを維持するため、近隣市町との連携を図ります。

取組施策

① 交通弱者の生活交通の確保

- 誰もが利用しやすい交通サービスの提供や利便性の向上を図ります。
- 大滝地区をはじめとした山間部の集落について、中心部と地域拠点を結ぶ予約型乗合タクシー(愛のリタクシー)による公共交通ネットワークの維持と、利用促進を図ります。

② 公共交通の適切な確保・維持

- 公共交通について、多賀方面(多賀線)は朝夕 30 分間隔、昼間 60 分間隔での運行、鉄道駅のダイヤに「5～10 分以内に」乗り継げるサービスレベルの確保をめざします。
- 駅や町役場のほか、主要な施設等を結ぶ路線バスによる公共交通ネットワークの維持と利用促進を図ります。

③ 広域連携の推進

- 湖東圏域地域公共交通計画に基づき、湖東圏域における鉄道、路線バス、予約型乗合タクシーなどの公共交通ネットワークを面的に見直し、公共交通の利便性の向上を図ります。

成果を共有するための指標

- 公共交通カバー率

6-2 上水道・下水道



めざす姿

水道事業の計画的かつ効率的な経営が図られ、安全で質の高いサービスが安定して供給されています。

現状・課題

- 人口減少等により、水道料金収入は減少する一方で、高度経済成長期に整備された水道施設は更新期を迎えており、水道事業を取り巻く環境は急速に厳しさを増しています。
- 上水道施設の老朽化が進んでいるため、安全で安定的に水を供給できるよう、中長期的に更新、整備していくことが必要です。また、地震災害などに備えた耐震化が求められます。
- 公共下水道、農業集落排水施設の接続率について、概ね計画通りに向上しているものの、引き続き、地域に対して接続を促進していくことが求められます。また、合併処理浄化槽区域内の地域においては、浄化槽の設置率の向上が求められます。
- 水道事業の経営基盤の強化や経営の効率化を図るため、滋賀県水道広域化推進プランに基づき、近隣市町との広域連携に取り組むことが求められます。

基本方針

- 水の安定供給に向けて、老朽化した上水道管路の更新、上水道施設の整備・耐震化を進めます。
- 公共下水道、農業集落排水施設と合併浄化槽により、生活排水処理率の向上を図ります。
- 生活排水の適正処理の推進に向けた住民への啓発に取り組みます。
- 下水道施設の適切な維持管理による排水能力の維持、長寿命化によるコストの低減を図ります。
- 農業集落排水施設の計画的な更新、長寿命化によるコストの低減を図ります。

取組施策

① 上水道老朽管の更新

- 多賀町水道ビジョン⁷⁵と多賀町水道事業基本計画に基づき、老朽管の更新を行います。

② 上水道施設の整備、耐震化の推進

- 多賀町水道ビジョンと多賀町水道事業基本計画に基づき、上水道施設の更新、整備を推進します。
- 多賀町水道事業基本計画に基づき、耐震化工事を進めます。

③ 生活排水の適正処理の推進

- 生活排水の適正処理に向け、下水道区域内の各家庭において下水道への接続を促進します。
- 水洗化率向上を図るため、農業集落排水区域内の各家庭において農業集落排水への接続を促進します。
- 下水道事業の計画区域外において合併浄化槽の設置を促進するよう、啓発、PRの充実を図ります。

④ 下水道施設の適正な維持管理の推進

- 多賀町公共下水道ストックマネジメント⁷⁶実施方針に基づき、下水道施設の点検、調査を計画的に実施し、必要に応じて修繕・更新に取り組むことで、コストの平準化と施設の長寿命化を図ります。

⑤ 農業集落排水施設の適正な維持管理の推進

- 農業集落排水施設(管渠・マンホール)を起因とする事故の未然防止を図るため、農業集落排水事業最適化構想に基づき、農業集落排水施設の修繕・更新を実施します。

⑥ 水道事業における広域連携の推進

- 水道事業の広域化による経営の合理化に基づく経営基盤強化や、人材の強化による組織力の向上、危機対応力(事故災害対応力)強化等が期待されるため、滋賀県水道広域化推進プランに基づき、近隣市町との広域連携に取り組みます。

⑦ 上下水道事業の安定的な経営について

- 上下水道事業の安定的な経営について、経営戦略を通して現状および課題を分析し、将来にわたって安定的に事業を経営できるよう取り組みます。

成果を共有するための指標

- 管路の耐震化率

⁷⁵ 多賀町水道ビジョン：厚生労働省が示した「新水道ビジョン」と総務省が策定を求めている「経営戦略」の策定方針に基づき、本町の水道事業の施設設備や事業運営のめざすべき方向性を示したものの。

⁷⁶ 多賀町公共下水道ストックマネジメント：長期的な視点で下水道施設(ストック)の老朽化の進展状況を予測し、リスク評価等により優先順位付けを行い、計画的、効率的に管理すること。

6-3 道路



めざす姿

広域でも連携した計画的な幹線道路の整備により、慢性的な渋滞の発生防止や事故防止が図られるとともに、景観形成、環境、防災対策など、地域の特性に応じた道路整備が進められています。

現状・課題

- 老朽化した道路の修繕・更新が必要とされるなか、限られた予算の中で効率的に管理する手法が求められます。
- 人や自転車が安全・快適に通行できるよう、点検業務で異常箇所を早期発見する必要があります。
- 町道を健全に維持するため、道路・橋梁の整備改修などを計画的に実施していく必要があります。

基本方針

- 活気あるまちづくりは、道路整備によっても営まれていくものであり、生活基盤としての充実を図ります。
- 広域でも連携した計画的な幹線道路の整備を進めます。
- 雪寒基地を拠点とした本町の除雪体制を拡充し、きめ細やかな道路の維持管理を図ります。
- 多賀町橋梁長寿命化修繕計画に基づいた整備を進めます。

取組施策

① 国・県道整備の要望

- 国・県に対し、滋賀県道路整備アクションプログラム⁷⁷事業の円滑な遂行と、安全に通行するため必要な道路改良や、生活や景観とまちづくりに配慮した道路整備に対する要望を行います。

② 幹線町道等の整備

- 多賀スマートインターチェンジの開通や、今後の国道8号の延伸等を見据え、接続町道等の計画的な整備に取り組みます。
- 彦根市と本町をつなぐ新たな幹線道路となる「犬上川右岸道路」の整備に向けた取組を彦根市との連携のもと進めます。
- 幹線町道等の整備に関し、道路環境を改善し、安心・安全な道路の整備を図るとともに、地域の要望に基づき、里道の舗装・改良を実施します。

③ 除雪体制の充実

- 除雪体制の見直し・再検討や、住民参加型除雪体制の活用実施、委託路線の見直しと試験施工・再検討の実施を図ります。

④ 長寿命化修繕計画に基づく橋梁整備

- 多賀町橋梁長寿命化修繕計画に基づいた橋梁の予防的修繕を含め、構造物の長寿命化を図るとともに、コストの縮減を図ります。

成果を共有するための指標

- 道路の損傷・不具合に関する整備の対応率

⁷⁷ 滋賀県道路整備アクションプログラム：滋賀県道路整備マスタープランに基づき策定された、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度を計画期間とする、具体的な道路整備（事業箇所及び事業展開）を提示した計画。

6-4 河川



めざす姿

水害から住民の生命と財産を守るための治水対策が行われるとともに、生物の生息・生育環境、地域の景観等に配慮した河川整備がされています。

住民との協働による環境保全意識の向上と環境保全活動が進み、住民の衛生的な生活環境が守られています。

現状・課題

- 気候の変化が著しく、近年のゲリラ豪雨⁷⁸に対応し、住民の安全を考えた河川整備が必要です。
- 住民の自然環境の保全意識の醸成に向けて、身近に自然を感じることができる整備が必要です。
- 不法投棄や散在性ごみが後を絶たないため美観がそこなわれており、住民や事業者との連携による、美しい川づくりに向けた活動の充実が必要です。
- 環境衛生対策、公害防止対策として主要河川の水質保全が必要です。

基本方針

- 本町の河川において、安全上、支障のある箇所や緊急性の高いところを優先して、水害対策の強化を図ります。
- 集落排水路の整備によって、河川の増水時などに流れ込む流量の抑制・調整を図ります。
- 住民と連携した河川愛護活動を更に充実します。
- ホタルなど多様な生物が生息する清らかな川の流れを守り、住民に親しまれる親水空間の整備などにより、子どもたちの学びの場となるほか、住民が身近に自然を感じることができる河川づくりを進めます。
- 住民、事業所、行政が一体となって、河川の不法投棄や散在性ごみの減少に向けた取組を推進します。
- 住民による環境衛生対策の促進と、公害防止対策の充実を図ります。

⁷⁸ ゲリラ豪雨：局地的大雨、集中豪雨。

取組施策

① 芹川、犬上川と中小河川の環境整備

- 河道内の樹木や竹林の伐採、堆積土砂の浚渫、護岸の修繕を順次推進し、河川の流下能力の確保を図ります。

② 集落排水路の整備

- 地域の要望に基づき集落の水路の整備・改修を順次推進し、治水上の課題解決を図ります。

③ 住民との協働による河川環境の保全

- 「ふるさとの川づくり協働事業⁷⁹」など町と関係集落や住民の協働による身近な河川の管理体制の構築を図ります。

④ 親水空間の整備

- 多様な生物の生息環境として自然環境に配慮した護岸の整備や、河川沿いの散策などの住民の憩いの場において、親水性に配慮した水辺環境の整備に努めます。

⑤ 河川美化の推進

- 住民、事業所、行政が連携して河川の美化活動を行います。

⑥ 河川の水質保全

- 町内主要河川(犬上川・芹川・車戸川・太田川)の水質の推移を監視し、生活環境の保全に係る環境基準 A に適合するよう水質保全対策の推進を図ります。
- 滋賀県と連携し、事業所からの排水の適正管理、指導を推進します。

成果を共有するための指標

- 河川の水質汚染濃度(犬上川)(BOD)

⁷⁹ ふるさとの川づくり協働事業：河川の維持管理について、地域住民との協働を推進するため、滋賀県民土木協働推進事業や河川管理協力員制度を再構築し、滋賀県・県内市町・地域の連携を強化するとともに、河川愛護活動の活性化のための支援を行う滋賀県の事業。

6-5 景観



めざす姿

豊かな自然・風土・歴史を継承しながらも、まちの営みがバランスよく調和し、将来に向けて持続するまちになっています。

現状・課題

- 人口減少・高齢化が進み、担い手不足により、家屋や土地、森林、農地の管理が困難な状況となることが想定され、持続可能な景観形成を進めていく必要があります。
- 世代交代などに伴う生活様式の変化が進み、歴史的建造物などを維持していくための担い手が不足し、文化財の継承が困難な状況となっています。
- 悪質な不法投棄や散在性ごみが後を絶たないため美観がそこなわれており、まちぐるみで発生の抑制と良好な景観づくりに取り組む必要があります。

基本方針

- 良好な景観を形成するため、住民の景観に対する意識の醸成や活動の促進を図ります。
- 文化財の調査・状況把握を行うとともに、街並みの維持や整備の支援づくりを進めます。
- 住民、事業所、行政が一体となって、不法投棄や散在性ごみの減少に向けた取組を進めます。

取組施策

① 良好な景観形成の推進

- 住民の景観に対する意識の醸成や活動の推進を図るため、住民、商工会、まちづくり団体、観光協会、行政で構成される会議を開催します。
- 県の景観計画と連動し、大規模な建築物等の景観への配慮を求めるとともに、県の景観計画で指定されている沿道景観形成地区、河川景観形成地区においては、景観計画の方針や基準に基づいた配慮を促し、良好な田園景観等と調和した景観形成を図ります。
- 多賀スマートインターチェンジ周辺など、新たな整備が進む場所においては、周辺の歴史・文化・景観等との調和に配慮した景観形成を図ります。

② 歴史的建造物の保存活用の推進

- 街並みの維持や整備の支援を行うため、歴史的建造物の調査を実施し、法令に基づいて国・県・町指定や登録を進め、その保存・活用を図ります。
- 文化財保存活用地域計画における文化財保存活用区域においては、文化財保存・活用について配慮しながら適切な土地利用を推進します。

③ 環境美化運動の推進と不法投棄ごみ対策

- 住民・各種団体・事業所の自主的な環境美化活動を促進します。
- 監視カメラの設置やクリーンパトロールの実施等により、ごみの不法投棄の未然防止に努めます。

成果を共有するための指標

- 文化財の保存が図られた割合(取組数/計画数)

6-6 住宅・住環境・空き家



めざす姿

自然や住環境、子育て支援等の魅力により、本町に「住みたい／住み続けたい」若者が増加し、若い世代の移住・定住が図られています。

「多賀町空き家・空き地活用協議会」やNPO法人等と連携した取組により、空き家の利活用が図られています。

現状・課題

- 若者が本町外へ流出し、少子高齢化、人口減少が進んでおり、若年層の定住化を図る必要があります。
- 住民アンケートでは、地域の困りごととして空き家・空き地の増加が挙げられています。本町の空き家の半数以上が大滝地域に集中しており、適正管理や有効活用の推進が重要となっています。
- 空き家の増加が社会問題となっています。適切な管理がされていない空き家は地域の安全性や周辺環境に悪影響を及ぼす可能性があり、倒壊する危険がある空き家を含めた特定空き家の除去が求められます。

基本方針

- 若者による住宅取得支援の仕組みをつくります。
- 空き家バンク⁸⁰制度の充実や本町の魅力の発信に取り組むことで、町外からの移住の促進を図ります。
- 関係機関と連携した空き家対策に取り組めます。

⁸⁰ 空き家バンク：本町にある空き家・空き地の有効活用と定住促進による地域の活性化を図るため、公益財団法人滋賀県宅地建物取引業協会と協力し、空き家・空き地の情報（売買・賃貸）の収集・登録、多賀町への移住・定住を希望する人への空き家・空き地の情報を提供する仕組み。

取組施策

① 若年層定住化の促進

- 若者による住宅取得支援や、親世代との多世代同居にかかる住宅取得の支援、子育てに配慮した住宅整備等により、若年層や子育て世代の定住化を促進します。

② 町外からの移住の促進

- 空き家・空き地の有効活用と定住促進を図るため、空き家・空き地バンクへの登録を促進します。
- 「ふるさとワーキングホリデー」の実施などにより、交流人口や関係人口といった新たな視点で本町のまちづくりや魅力づくりに関わる方、本町に関心がある方を増やし、移住の促進を図ります。
- 安心して本町に移住・定住できるよう、お試し住宅の利用の推進、商工会との連携による就労・創業等の支援に取り組みます。




③ 空き家対策の推進

- 空き家情報の充実や情報発信に努めるとともに、空き家改修を支援します。
- NPO 法人おおたき里づくりネットワークが行う空き家・空き地の有効活用の取組を支援します。
- 「多賀町空き家・空き地活用協議会」の活動支援に取り組みます。
- 良好な居住環境づくりを行うため、空き家の適正管理に向けた啓発に取り組むとともに、特定空き家の除去に向けた取組を進めます。

成果を共有するための指標

- 制度利用世帯のうち転入世帯割合(%) ※交付対象のうち、町外からの転入世帯数/交付対象世帯数
- 空き家の利活用件数
- 地籍調査の進捗率

第7章 行財政

施策項目	対応する SDG s 17 のゴール
7-1 行財政運営	 <p>1 貧困をなくそう 2 質の高い教育をみんなに 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 6 安全な水とトイレを世界中に 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>
7-2 広報・広聴	 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう 10 人や国の不平等をなくそう</p>
7-3 広域連携	 <p>14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう 17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>

7-1 行財政運営



めざす姿

各種事務手続きのオンライン化や、指定管理制度の導入など民間活力による業務効率化により、住民に満足され、信頼される行政運営が行われています。

自主財源の確保や行財政改革の推進により、財政基盤が安定しています。

現状・課題

- 効率的な行財政運営に向けて、デジタル化や官民連携の推進が求められます。
- 人口減少と財政難の影響を受け、公共施設等のインフラの維持管理が大きな課題となっています。今後、更新費用も増大する中、効果的に維持管理を図る必要があります。
- 公共施設等の更新費用について、計画的な基金積立等による財源の確保が求められます。

基本方針

- ICTやRPA⁸¹、マイナンバーカード、AIの活用等により窓口の利便性と業務効率の向上に取り組みます。
- デジタル化の推進により業務効率の改善を図ります。
- 住民や大学・企業等と行政との協働を推進するための体制づくりを進めます。
- 行政評価や政策評価を推進し、事業の改善や見直しを進めます。
- 公共施設などの総合的・計画的な管理を行います。

⁸¹ RPA：Robotic Process Automationの略称。主に定型作業について、パソコンのなかにあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念。

取組施策

① 住民が利用しやすい組織・機構の構築

- 住民が利用しやすい窓口をめざし、組織と機構の構築を図ります。
- 住民の負担軽減や事務効率化のため、各種様式の見直しを進めるとともに、ICTを活用した電子申請の推進を図ります。
- ICTやRPA、マイナンバーカードの活用等による窓口の利便性向上に取り組みます。

② デジタル化の推進

- 国や滋賀県の動向を注視しながら、行政運営のデジタル化に備えた戦略・体制づくりと人材の育成、ノウハウの共有を図ります。

③ 協働によるまちづくりの推進

- 自治会や住民活動団体等との協働事業に取り組むとともに、大学等との協働により高度な課題等の解決を図ります。
- 町有施設の運営や公共サービスの提供において、PPP(PFI方式、指定管理者制度、アウトソーシングなど)の更なる活用検討など、民間活力の導入による効率化やサービスの向上を図ります。
- 委員会や審議会等において委員の公募を行うことで、町政への積極的な住民参画を図ります。

④ 歳入の確保と歳出の抑制

- 法人税やふるさと納税等による税収の確保・増加を図るとともに、各種経費の適正化を図り、歳出の抑制に取り組めます。

⑤ 政策評価システムの活用

- 多賀町行政改革推進委員会⁸²により、毎年度、総合計画及び行政改革大綱の検証と、計画の見直しを行います。
- 事業評価を行い、事務事業の見直しを図ります。

⑥ 公共施設等の総合的・計画的な管理の推進

- 公共施設等の更新費用の財源として、国県補助や財源措置がある起債を活用するとともに、計画的な基金の積み立てを推進します。
- 多賀町公共施設等総合管理計画や長寿命化計画に基づき、施設保有量の見直しを進めるとともに、学校や公共施設の長寿命化や更新を推進します。
- 暮らしやすいまちづくりやにぎわいづくりにつなげるため、都市計画をふまえて町有地を有効活用します。

成果を共有するための指標

- 経常収支比率
- 実質公債費比率

⁸² 多賀町行政改革推進委員会：行政改革大綱の策定や推進等に関して、有識者や住民の意見を求めるために設置された組織。

7-2 広報・広聴



めざす姿

アクセシビリティに配慮した、迅速で正確な情報発信が行われています。

多様な住民ニーズや、住民意識、動向が的確に把握され、行政運営に反映されています。

現状・課題

- 住民のニーズに対応した情報発信が求められます。
- 広報や情報発信において、ニーズに応じたコンテンツの充実等が求められます。
- 町政への住民意見の反映に向け、広聴機会の確保・充実が求められます。

基本方針

- 適切な広報紙の提供により公平・公正性、透明性を高めます。
- 多様な情報媒体、広報手段による発信に取り組みます。
- 住民の意識や動向について把握できる仕組みづくりを行います。

取組施策

① 広報たがの充実

- 住民へ広く町政情報を発信し、公平・平等な住民サービスを提供するため、「広報たが」の発行に努めます。
- 見やすくわかりやすい、より親しみやすい情報提供に努めます。

② 多様な情報媒体による広報活動の推進

- ホームページの運用を通じて、住民へ迅速かつ正確な情報発信を行います。
- 地域の特性や住民ニーズに応じて、様々なメディアを適切に活用した広報手段について検討します。

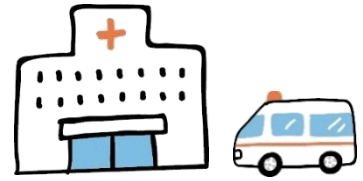
③ 広聴機会の充実

- 公募による各種委員の登用や、町長への手紙、パブリックコメント等に取り組みます。
- 未来を担う小・中学生が、本町に対する疑問や考えていることを質問したり、提案したりする機会を設けることにより、町政や議会の仕組みを理解し、議会をより身近なものとして感じてもらうことを目的として「多賀町子ども議会」を開催します。

成果を共有するための指標

- 広報たが読者アンケートの評価(五段階評価)
- ホームページの評価(「役に立つ」「見つけやすい」の評価割合)
- 議会本会議(定例会・臨時会)における傍聴者数

7-3 広域連携



めざす姿

本町の長い歴史や伝統、豊かな自然環境が湖東圏域の魅力を高める上で欠かせない存在となっています。

現状・課題

- 定住人口の確保と交流人口増加が達成できるよう、共通課題の解決と活性化に向けた連携を推進する必要があります。
- 救急医療やごみ処理等の様々な場面において、広域連携による効率化や、公共サービスの提供が求められます。

基本方針

- 圏域を形成する市町と連携し、湖東定住自立圏共生ビジョン⁸³に取り組みます。
- 斎場、燃やすごみの処理、燃えないごみの処理については、広域で連携し管理運営を図ります。
- 広域で、ごみ処理施設を建設することにより、建設費や運営費の縮減を図ります。また、ごみの安定的な燃焼が可能となり、余熱の利用等循環型社会に対応した新ごみ処理施設の整備に取り組みます。

⁸³ 湖東定住自立圏共生ビジョン：定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組などを記載した実施計画。湖東定住自立圏では、各市町から選出する委員と各部会からの選出委員により構成する「湖東定住自立圏共生ビジョン懇談会」を設置し、幅広い意見を聴取しながら取組を進めている。

取組施策

① 広域行政の推進

- 湖東定住自立圏推進協議会で構成される市町と連携した取組を推進します。
- 新たな広域的枠組みを検討します。

② 広域観光ルートを活用した交流人口の増加

- 近隣市町で構成する広域観光協議会などで実施する事業に参画し、誘客促進を図ります。
- 湖東定住自立圏推進協議会での取組を推進します。

③ 移住定住の促進

- 県や他市町と連携し、都市部で開催される移住フェア等に参加するなど、移住定住の促進事業に取り組みます。

④ 斎場、燃やすごみの処理、燃えないごみの処理

- 1市4町で構成する広域行政組合で紫雲苑(斎場)の管理運営を図ります。
- 4町で構成する湖東広域衛生管理組合リバースセンター(燃やすごみ)の管理運営を図ります。
- 4町で構成する湖東広域衛生管理組合が豊楠苑(し尿処理施設)の管理運営を図ります。
- 彦根愛知犬上地域の1市4町における環境負荷等を考慮した新ごみ処理施設の建設について、引き続き、広域で連携した整備方針の検討や協議に取り組みます。

成果を共有するための指標

- 広域連携取組施策の割合(広域連携取組施策を含む事業数/全事業数)

資料編

1 用語解説

(1) 用語説明（五十音順、英字表記等はその後に記載）

初出頁	用語	説明
ア行		
19	アウトソーシング	公共団体が行なっている業務を民間事業者に委託すること。
100	空き家バンク	本町にある空き家・空き地の有効活用と定住促進による地域の活性化を図るため、公益財団法人滋賀県宅地建物取引業協会と協力し、空き家・空き地の情報(売買・賃貸)の収集・登録、多賀町への移住・定住を希望する人への空き家・空き地の情報を提供する仕組み。
6	インバウンド	本来は「外から中に入り込む」という意味で、ここでは、外国人の訪日旅行を示す「インバウンドツーリズム」の略として使用。
5	インフラ	Infrastructure(インフラストラクチャー)の略。産業や社会生活の基盤となる施設。
16	ウェルビーイング	肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること。
45	オリジナリティ	独創性。独自のもの。
20	温室効果ガス	地球温暖化の原因となりうる気体。二酸化炭素やメタン、フロンなどが該当する。
カ行		
5	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量から森林などによる吸収量を差し引いて合計を実質的にゼロにすること。
36	家庭教育	家庭内で行われる教育的行為のこと。子どもは、家庭において基本的な生活習慣や基本的倫理観、マナーなど生きていくために必要な多くのことを学ぶ。
67	関係人口	住んでいる場所に関わらず、何らかの形でまちと関わり、まちづくりを応援する人々の総称。
17	共助	医療、年金、介護保険、社会保険制度など被保険者による相互の負担で成り立っているもの。
51	業務継続計画	大規模災害等の発生に際し、行政そのものが被災した場合、行政機能を維持するため、どこに代替施設を設置し、限られたリソースの中でどの業務を優先すべきかを定める計画。
11	経常収支比率	地方自治体の人件費や扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費が、地方税や地方交付税、地方譲与税などの一般財源でどの程度賄われているかを表す指標で、財政構造の弾力性を示す。

96	ゲリラ豪雨	局地的大雨、集中豪雨。
21	後期高齢者	75歳以上の高齢者のこと。
18	合計特殊出生率	一人の女性が生涯何人の子どもを産むのかを表す指数。
17	公助	行政など公的機関による救助や支援。
60	合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。
23	国立社会保障・人口問題研究所	人口や社会保障に関する研究をはじめ、人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究を通じて、研究と行政を橋渡しし、国民の福祉の向上に寄与することを目的として設立された厚生労働省の施設等機関。
6	互助	家族や近隣の人など、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的な支え合い。
55	子育て応援ハンドブック	本町の子育て情報を集約し、子育てに役立てていただくために作成したもの。
55	湖東定住自立圏	人口減少が進む地方圏において、圏域の各市町村の自主性を尊重しながら、中心市と周辺市町村が定住自立圏形成協定を結び、連携・役割分担を行うことで、地域の活性化をめざす取組。湖東定住自立圏は彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町で形成される。
108	湖東定住自立圏共生ビジョン	定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組などを記載した実施計画。湖東定住自立圏では、各市町から選出する委員と各部会からの選出委員により構成する「湖東定住自立圏共生ビジョン懇談会」を設置し、幅広い意見を聴取しながら取組を進めている。
52	子ども110番の家	地域の協力家庭が旗などを掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に、駆け込み、助けを求めるようにして、子どもたちを犯罪から守り、被害を最小限に止めようとする取組。
サ行		
81	サテライト	衛星のこと。ここでは中心(コア)の周辺に配置された施設・拠点のこと。
6	サプライチェーン	製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのこと。
64	ジェンダー	男性・女性であることに基づき定められた社会的属性や機会、女性と男性、女児と男児の間における関係性、さらに女性間、男性間における相互関係。
95	滋賀県道路整備アクションプログラム	滋賀県道路整備マスタープランに基づき策定された、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度を計画期間とする、具体的な道路整備(事業箇所及び事業展開)を提示した計画。
16	自主防災組織	地域住民が自主的に防災活動を行う組織のこと。

11	実質公債費比率	地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを。
19	指定管理者	公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる指定管理者制度において、地方公共団体が公の施設の管理・運営を行わせるため期間を定めて指定する団体のこと。
74	獣害	サル、シカ、イノシシなどの野生動物によって被る農林水産物の食害や猛獣による人への加害。本計画では鳥害も含む。
20	循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会のこと。「資源循環型社会」ともいう。
61	障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障がいを理由とする差別の解消に関する基本的な事項や、国の行政機関や地方公共団体等、民間事業者における障がいを理由とする差別を解消する措置などを定めた法律。
11	将来負担比率	地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを。
16	人生100年時代	ロンドン・ビジネス・スクールのリンダ・グラットンとアンドリュー・スコットが提唱。先進国において平成19(2007)年生まれの2人に1人が100歳を超えて生きる「人生100年時代」の到来を予測し、新しい人生設計の必要性を説く。日本では首相官邸に「人生100年時代構想会議」が設置され、政策への反映が進められている。
5	スマートシティ	先進的技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する取組のこと。
57	生活支援コーディネーター	地域包括ケアシステムを推進するために設けられた職種。「地域支えあい推進員」とも呼ばれ、地域の困りごとを解決するために活動する。
55	生活習慣病重症化予防対象者	本町では血圧160/100以上、LDL180以上、中性脂肪300、HbA1c6.5以上、尿たんぱく 2+以上の方が該当する。
57	成年後見制度	認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力が不十分な人の法律行為(財産管理や契約の締結等)を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消す等の保護や支援を行う民法の制度。
夕行		
14	多賀スマートインターチェンジ	名神高速道路の彦根IC～湖東三山スマートIC間に整備されたETC専用インターチェンジ。高速ICまで10分以内でアクセス可能となる事業所が増加し、物流の円滑化など生産性の向上が期待される。

79	多賀町がんばる商店応援補助事業	本町で新たに事業を始めようとする人や既存商店の魅力ある店づくりを支援する事業。
105	多賀町行政改革推進委員会	行政改革大綱の策定や推進等に関して、有識者や住民の意見を求めるために設置された組織。
55	多賀町健康づくり推進協議会	住民の健康に対する自覚を高め、生涯を通じ健康づくり対策を審議企画するために設置された組織。
93	多賀町公共下水道ストックマネジメント	長期的な視点で下水道施設(ストック)の老朽化の進展状況を予測し、リスク評価等により優先順位付けを行い、計画的、効率的に管理すること。
24	多賀町人口ビジョン	本町における人口の現状分析を行い、今後の人口の将来展望を示したものの。
93	多賀町水道ビジョン	厚生労働省が示した「新水道ビジョン」と総務省が策定を求めている「経営戦略」の策定方針に基づき、本町の水道事業の施設設備や事業運営のめざすべき方向性を示したものの。
22	多文化共生	国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
58	地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができるよう、住まい・医療・介護サービス・生活支援・介護予防を切れ目なく一体的に提供する仕組み。
50	地域防災計画	市町村の地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、災害応急対策及び災害復旧に関する事項別の計画等を定めたものの。
5	デジタルデバイド	コンピュータやインターネットなどの情報技術を利用したり使いこなしたりできる人と、そうでない人の間に生じる格差のこと。
75	特産物振興連絡協議会	本町の特産物の振興について協議するために設置された組織。
82	トライアングル構想	平成24年3月策定の「多賀町都市計画マスタープラン」において提唱された、多賀大社前駅、多賀大社、多賀サービスエリア(エクスパーサ多賀)をつなぐエリアの活性化を主軸に、地域産業の振興を目的としたまちづくり構想。
ナ行		
50	南海トラフ巨大地震	南海トラフは、四国の南の海底にある水深4,000m級の深い溝(トラフ)のこと。100～200年の間隔で大地震が発生しており、昭和東南海地震(1944年)、昭和南海地震(1946年)発生から70年近くが経過し、次の大地震発生の可能性が高まってきている。
75	認定農業者	「農業経営基盤強化促進法」に基づき、5年後を目標とした「農業経営改善計画」で市町村によって認定された農業者。地域の中心的担い手。
2	ネットワーク	人やモノを網状につなげたもの。

56	ノーマライゼーション	障がいのある人や高齢者をはじめ、だれもが安心・安全に暮らせる社会・福祉環境の整備、実現をめざす考え方のこと。バリアフリーはこれを実現するための一つの手法。
八行		
85	働き方改革	一億総活躍社会実現に向けた、労働環境を大きく見直す取組のこと。労働人口の減少、長時間労働や過労死問題を受け、「労働時間の長時間化の是正」「正規・非正規の不合理格差の解消」「柔軟な働き方の実現」を三本柱とする。
56	8050(はちまるごーまる)問題	80代の親と50代の子どもで構成される世帯のように、高齢の親が子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を負う社会問題のこと。
5	ビッグデータ	一般的なデータ管理・処理ソフトウェアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータの集合。
17	ファン	支持者。愛好者。
17	プライド	自慢。自尊心。
39	フリースクール	何らかの理由から学校に行くことができない子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設。
18	ふるさと納税	応援したい自治体に寄附ができ、寄附金が所得税・住民税の控除の対象となる制度。
97	ふるさとの川づくり協働事業	河川の維持管理について、地域住民との協働を推進するため、滋賀県民土木協働推進事業や河川管理協力員制度を再構築し、滋賀県・県内市町・地域の連携を強化するとともに、河川愛護活動の活性化のための支援を行う滋賀県の事業。
59	フレイル	年齢とともに筋力や心身の活力が低下した、健康と要介護状態の間の「虚弱」な状態のこと。
マ行		
19	民生委員・児童委員	民生委員法・児童福祉法に基づいて地域に設置が定められ、社会奉仕の精神を持って、常に地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人。また、主任児童委員は、児童福祉を専門的に担当し、児童関係機関との連携・調整、地域を担当する児童委員と一体となって児童福祉の推進に努める。
ヤ行		
57	ユニバーサルデザイン	バリアフリーが主に障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で用いられるのに対し、設計段階からすべての人が共通して利用できるようにデザインする考え方。

ラ行		
3	ローリング	環境の変化にあわせて定期的に見直し、修正する方法。
74	6次産業化	農業などの第1次産業とこれに関連する加工・販売等の第2次・第3次産業の事業の融合等により、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。
A～Z		
5	AI(エーアイ)	Artificial Intelligenceの略。人工知能。
39	ALT(エーエルトイー)	Assistant Language Teacherの略。外国語を母国語とする外国語指導助手。
57	DV(ディーブイ)	Domestic Violenceの略。配偶者暴力。配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のこと。
5	DX(ディーエックス)	Digital Transformationの略称で、情報通信技術が社会のあらゆる領域に浸透することによってもたらされる変革のこと。
5	ESG(イーエスジー)投資	Environment(環境)、Social(社会)、Governance(ガバナンス(企業統治))を考慮した投資活動や経営・事業活動を指す。
39	GIGAスクール構想	子どもたち一人ひとりの個性に合わせた教育を実現するため、1人1台の学習者用端末と高速ネットワーク環境などを整備する構想。
5	GX(ジーエックス)	Green Transformationの略称で、温室効果ガスの排出量削減を目的に、温室効果ガスを生み出す化石燃料から、クリーンな太陽光発電や風力発電などが中心の、産業構造へ転換する取組のこと。
39	ICT(アイシーティー)	Information and Communication Technologyの略。情報通信技術のこと。
5	IoT(アイオーティー)	Internet of Thingsの略称。あらゆる物がインターネットを通じてつながることで実現するサービス、ビジネスモデル、それを可能とする技術の総称。
64	LGBTQ(エルジービーティーキュー)	性的マイノリティの代表的な呼び方で、Lesbian(レズビアン)、Gay(ゲイ)、Bisexual(バイセクシャル)、Transgender(トランスジェンダー)、Questioning(クエスチョニング)の略。
17	PFI(ピーエフアイ)	Private Finance Initiativeの略。民間事業者の資金や経営手法・技術力を活用して公共施設などを整備する手法。
17	PPP(ピーピーピー)	Public Private Partnershipの略。行政サービスを行政と民間事業者が連携して公共サービスを提供する手法。
104	RPA(アールピーイー)	Robotic Process Automationの略称。主に定型作業について、パソコンのなかにあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念。
17	SNS(エスエヌエス)	Social Networking Serviceの略。社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。会員数の多いものとして、フェイスブックやインスタグラムなどがある。

2 第6次多賀町総合計画策定委員会 委員名簿

	策定委員会 役職	所 属	氏 名	部 会 名
1	委員長	学識経験者・多賀町行政改革推進委員会	横山 幸司	—
2	副委員長	多賀町行政改革推進委員会	廣瀬 浩志	教育部会
3		多賀町行政改革推進委員会	林 清二	福祉部会
4		多賀町農業委員会	小菅 建次	産業部会
5		多賀森林循環事業協同組合	中西 茂行	産業部会
6		多賀町商工会	平塚 一弘	産業部会
7		びわ湖東部中核工業団地進出企業連合会	一之瀬 俊和	産業部会
8		(一社)多賀観光協会・子育てサークル パオ パオ	宮野 由紀絵	福祉部会
9		多賀町民生委員児童委員協議会	多賀 節子	福祉部会
10		多賀町健康推進協議会	前川 正美	福祉部会
11		多賀町教育委員	豊原 真人	教育部会
12		多賀町社会教育委員	松宮 千津子	教育部会
13		町内保育園・幼小中学校校園長会	伊東 瑞江	教育部会
14		地元金融機関	畑中 宏文	産業部会
15		公募委員	澤村 貴生	教育部会

委嘱期間 令和7年9月24日～答申日

3 策定過程

実施時期	内容
令和7年7月18日(金) ～8月4日(月) 住民アンケート調査	対象:町内在住の18歳以上の方1,000名(無作為抽出) 実施方法:郵送配布・郵送回収による本人記入方式 回収数:356件/1,000件 回収率:35.6%
令和7年7月18日(金) 職員研修	「自治体経営時代における総合計画と行政評価—政策立案・評価指標設定の考え方—」 講師 横山幸司氏(滋賀大学教授・第6次多賀町総合計画策定委員会委員長)
令和7年9月24日(水) 第1回 第6次多賀町総合計画 後期基本計画策定委員会	議題 (1)第6次多賀町総合計画後期基本計画 序論案について (2)第6次多賀町総合計画後期基本計画 体系案について (3)今後のスケジュールについて
令和7年12月1日(月) 第6次多賀町総合計画後期基本 計画策定委員会 教育部会	議題 第6次多賀町総合計画後期基本計画 素案 (1)第1章 子どもの育ちと子育て (2)第2章 生涯学習・協働 (3)その他の章(全体)
令和7年12月4日(木) 第6次多賀町総合計画後期基本 計画策定委員会 福祉部会	議題 第6次多賀町総合計画後期基本計画 素案 (1)第3章 安全・安心・健康 (2)第4章 環境・コミュニティ (3)その他の章(全体)
令和7年12月5日(金) 第6次多賀町総合計画後期基本 計画策定委員会 産業部会	議題 第6次多賀町総合計画後期基本計画 素案 (1)第5章 まちの活力 (2)第6章 都市基盤・住環境 (3)その他の章(全体)
令和7年12月24日(水) 第2回 第6次多賀町総合計画 後期基本計画策定委員会	議題 (1)第6次多賀町総合計画後期基本計画素案の修正につ いて (2)今後のスケジュール等について
令和8年1月16日(金)～ 1月27日(火) パブリックコメント	意見募集期間:令和8年1月16日(金)～1月27日(火) 応募意見:1件
令和8年2月19日(木) 第3回 第6次多賀町総合計画 後期基本計画策定委員会	報告 パブリックコメントの結果について 議題 (1)第6次多賀町総合計画後期基本計画について (2)答申について
令和8年3月18日(水) 答申	策定委員会委員長より町長に答申

第6次多賀町総合計画 後期基本計画

発行 令和8年3月 多賀町
〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀 324
電話 0749-48-8111 (代表)
<https://www.town.taga.lg.jp/>
編集 多賀町企画課